

1. 平成28年第5回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成28年12月5日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	健康福祉部長	羽田野博徳
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	古川甲子夫	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課 課長補佐	加藤光俊
議会事務局 議会総務課主査	武藤淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員各位には連日の執務、まことに御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでよろしく願いいたします。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、2番 森藤文男君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（渡辺友三君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてよろしくお願いをいたします。

なお、質問の順序につきましては、あらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（渡辺友三君） それでは、10番 山田忠平君の質問を許可いたします。

10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） おはようございます。ありがとうございます。それでは、一般質問を通告に従いましてさせていただきます。

今回は、環境施策とそれから入札制度ということで、大きく2つに分けて質問を行います。

環境施策につきましては、資源の乏しい日本であります。再利用、リサイクルあるいは自然環境を含めた全般的なことを意識を高める生活環境といえますか、そういったことの意識も高めることが重要だと思っております。

さきの9月の定例会で環境質問いたしまして、残ったこともありますので、そのことをあわせながら質問をさせていただきます。

9月のときには上下水道の加入率あるいは事業の経営、そして市民への負担等の質問を踏まえさ

せていただきました。結果的に郡上市全体では、現在76%の加入率ということで、公共エリアにおいては68%ということでありました。そのことを踏まえながら、今後のことでもあります。今までいろいろと下水道施策も行政取り組んでまいりました。市内河川の水質の基準値とその基準に適合しているか、またこれまでの下水道整備のやはり成果と全体の状況をまず伺いたいと思いますので、よろしく担当部長にお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、山田忠平君の質問に答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

水質基準につきましては、環境基本法に基づき定められており、適用されます河川が、県により指定されております。

郡上市内では長良川、吉田川が指定されており、長良川は吉田川合流点より上流、吉田川は全域で最も厳しいAA類型、それから長良川の吉田川合流より下流では、次で厳しいA類型となっております。

環境基本法に基づく告示では、水質基準の項目は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の5つがあり、数値によりましてAA類型からA、B、C、D、Eの6種類に分かれます。

県によります市内の環境基準監視は、長良川の和合橋と——これは大和でございます——それから吉田川の小野橋の2地点で年12回の水質調査を実施しております。また、市ではこれ以外の河川も含めました22カ所で年4回の水質調査を実施しております。

御質問の県の調査結果に、下水道の整備状況をあわせたものをつくってまいりましたのでごらんいただきたいと思います。こちらのほうでございますけども、縦に水質、こちら側に下水道の整備率、それから平成13年から27年までをグラフ化させていただきました。この赤い数値でございますが、これがBOD値をあらわしております。環境基準のAA型と申しましたが、これは真ん中にありますこのラインが基準でございます。それで赤いほうを見ていただきますと、これがぐっと下がってまいりまして、こういうような状況でいっております。それから下水の整備率は、この観測地点から上流側全てにつきまして書かさせていただいているものでございます。これがこういう形で上がっていく形になってございます。非常に相関図がしっかり出ております。

水質につきましては、平成14年か15年からは基準値以下で推移しております。

次に、これが八幡町の吉田川の小野橋のものでございます。同じく少し振れはございますけども、水質的にはぐっと一時基準値を超えておりましたけども、これが同じく平成14年か15年からは全部基準値以下という形でございます。それから下水の整備の状況を上にあらわしたものでございます。

このように非常に長良川のほうにつきましては成果が出てまいっております。しかし、小さい排水路等の水質保全のためにも、これからもより一層の努力が必要であると考えておりますので、

よろしく願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） ただいま下水道の事業推進に合わせながら、長良川水系の基準値あるいはデータ等をしっかりと表にあらわしながらわかりやすく説明いただきました。大変以前よりよくなっていることは、そしてまた下水の事業整備によって、その成果があらわれていることを示した図だと思えます。

特に今回の議会にも長良川等保全条例が出されておりますが、いかにやはりより一層この長良川をしっかりと水質を保ち、より以上によい川にということで、我々に与えられたいろんな責務があります。加入率を先ほど申し上げましたが、郡上市全体では現在76%、それから公共下水のエリアについては68ということですが、やはりより一層そういった加入促進を進めることが重要だと思えます。

当初、下水道事業につきましては猶予の期間を持ちながら、その加入促進に参ったわけでありまして、ややもすると、今そういったことが気持ち的に薄れがちでないかということをおもいます。確かに高齢者、独居老人、あるいは生活、経済的なことの苦慮もありますが、何とかやっぱりそういったことをより一層進めなければならないということをおもっております。これちょうど11月に出来ました環境水道部からのお知らせで、下水道に接続しましょうということで、それぞれ取り組みをさせていただきませんが、やはり無理をして、当初猶予期間内に行った人から見ると、やや不満も出るおそれがあるようでありまして、そういったことについては積極的にやはり直接本人宅あるいは事情を説明しながら、より一層の加入促進に取り組んでいただきたい、そんなことを思うところであります。

また、自然環境において関連をいたしますが、長良川の保全条例あるいは環境保全条例の中にもあります。生物への多様性の保全ということでもあります。これも重要な環境保全の大事なことでもあります。特に最近では、高速道路の工事の進捗によって外来種のいろんな雑草といいますか、そんなものが入ってきておりますし、あるいはペット等の放置によって、せっかく動物あるいは魚いろんなものを含めてでありますけれども、つつい楽に、最終的に放棄をしながら川に放流をしたり野に放つということがあります。そういったこと。

そしてまた外来の植物等につきましても、趣味的に植えておったものをそのまままた放すというようなことで、いろいろ外来種の問題、生物多様性の影響が懸念されることでもあります。そのこととあわせて、両方の現状の取り組みをお伺いいたしたいと思えます。よろしく答弁願います。

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

御指摘のように、平成27年度末の下水道加入率は、郡上市全体で76%となっております。

下水道の加入促進につきましては、これまで水洗便所等改造資金利子補給制度のほか、ケーブルテレビの行政情報番組、広報紙、チラシ、ホームページ等でのPRや職員の戸別訪問による加入のお願いなどを実施していますが、近年の加入率の推移は微増にとどまっております。

以前、これは平成26年、おとしでございまして、実施いたしましたアンケート調査結果では、下水道整備前に浄化槽を設置済みであるとか、高齢者世帯で後継ぎがないなどが下水道に接続しない理由の多くを占めており、一方で、下水道は川の水をきれいにし、衛生的な生活が確保できるなど、下水道の役割につきましては、多くの方々に御理解いただいております。また、下水道への接続義務につきましても、78%の方に御理解いただいておりますことがわかりました。

これからもより一層のPRを行いまして、これまでの取り組みも継続し、さらなる接続率の向上、水質改善に努めてまいりたいと思います。

次に、生物多様性につきましては、道路工事等におきます法面の取水吹きつけ工においてでございますが、過去には外来種の種子が混合されておりました。

現在、市では、生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種を材料選定の協議で除外することとしており、県や高速道路でも同じく使用しないといた取り組みがなされております。

ペットの放棄などにつきましては、県内では長良川下流でアカミミガメ——これは通称ミドリガメでございますが——それからオオクチバス、長良川支流にあります伊自良湖ではコクチバスが発見されておりますが、市内ではこれまで発見されておられません。

また、アレチウリ、オオキンケンギク、オオハンゴンソウ等の生育が市内で確認されております。対策といたしまして、平成22年度より郡上土木事務所と協力いたしまして駆除を実施し、郡上クリーンセンターにおいて焼却しております。

白山ユネスコエコパークにおきましては、本来、白山には生育していないオオバコ等平野部の植物が多く侵入してきており、地元や関係団体と協力して駆除しております。

以上でございます。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれ答弁をいただきました。まず、加入促進については、やはり水質のことを考えますと、トイレ一本でなくても、例えばやっぱり雑排水、風呂、炊事あるいは洗濯水、そういったことだけの一部の加入も含めたことの何とかやっぱりいろんな形で加入促進といえますか、その後を進められていくように要望いたしておきます。

特に環境問題につきましては、この前の9月のときに申し上げましたが、粗大ごみの有料回数

市のチラシ、あるいはこの前ちょっと言いましたけども、都市鉱山という名前と呼ばれているところの、特に近代の情報家電の収集については、やっぱり廃家電から五輪メダルなんていうのは、一番市民の心を何ていいますか、環境施策について考えさせられる課題だと思いますので、そのようなまた新たな取り組みもぜひお願いをしておきたいと思います。

続きまして、環境問題の一般廃棄物の最終処分についてをお伺いをいたします。

このことにつきましては、一般廃棄物処理はその市町村で自己完結といたしますか、処理することが原則であります。市の状況をまず伺います。また、最終処分場については、今後の施策として、近隣市町村を含む広域的な見地からやっぱり処分場の設置について、郡上市でどうかということをお伺いします。このことにつきましては、今の八幡町の有坂にありますところのクリーンセンター、このことも34年以上過ぎておりますが、そういったことも踏まえて今後のあり方も問われるところでもありますけども、このことについては方向的あるいはいろいろな課題も含めながら、担当部と前段の環境とあわせて市長にもお伺いをしておきたいと思っております。お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君の答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、一般廃棄物はその市町村が処理することが原則とされております。

郡上市における最終処分場でございますが、安定型が2カ所、管理型が1カ所、遮断型が1カ所の4カ所がございます。

安定型最終処分場は、安定品目のみが対象であり、郡上市内では、八幡市島埋立場と和良鹿倉にございます埋立場の2カ所がございます。

八幡市島埋立場におきましては、埋立容量1万2,700立米に対し、現在、3,108立米埋め立てられ、残りは9,592立米で全体の約75%となっており、今後の受け入れ年数につきましては、ここ数年の平均で推移していくのであれば、約33年と予想されます。

和良埋立場は、埋立容量5,520立米に対し、現在、3,172立米埋め立てられ、残りは2,348立米で全体の約40%強となっており、今後の受け入れにつきましては、ここ数年の推移であれば約44年と想定されます。

それから管理型処分場、これは水処理施設を持っておるものでございますが、これは一定以上の有害物質を含まないものが対象であり、市内では白鳥歩岐島にございます管理型処分場の1カ所でございます。埋立容量は6,796立米に対し、現在は6,149立米埋め立てられ、残りは647立米で全体の約1割弱でございます。したがって、今後の受け入れ年数は、ここ数年の平均で推移すれば、約7年と少なく、第2期工事の協議を進めたいと考えております。

次に遮断型、これはコンクリートの水槽のような密閉できる構造のものでございますが、遮断型処分場は一定以上の有害物質を含むものが対象であり、市内では高鷲西洞にございます一般廃棄物最終処分場の1カ所です。埋立容量1,152立米に対し、現在、288立米埋め立てられ、残りは約864立米と全体の75%となっており、現在は休止状態としております。

郡上市から県外へ搬出いたします廃棄物といたしましては、郡上クリーンセンターにおいて、ごみを焼却する際に発生いたします飛灰——これは煙突から出てまいります細かい粉じんのことでございますが、飛灰、飛ぶ灰と書きますが——それから砂等の不燃残渣の廃棄物がございます。平成27年度の搬出量でございますが、飛灰が380トン、砂等の不燃残渣が297トンの年間で合計677トンとなっております。

搬出先につきましては、群馬県草津町にあります民間事業者の最終処分場へ搬出してしております。したがって、飛灰及び残渣を処分できる市内の施設というのは、白鳥管理型処分場と高鷲最終処分場になりますが、それぞれ1年ほどの処理能力しかないため、現在は県外に持ち出しを行っております。

冒頭にありましたように、一般廃棄物はその市町村が処理することが原則であるため、市内での施設設置を見据えた候補地選定などの準備につきましては、近い将来に進めていかなければならない重要な課題と考えております。

御質問にございました近隣市町村を含む広域の見地からの処分場施設設置につきましては、可能性としては考えておりますが、現在の郡上市の状況におきましては、市内の廃棄物の処理施設だけでもその用地確保に苦慮してまいりました経緯があり、慎重に進める必要があると考えております。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 前段の御質問とともに総括的にお答えをいたしたいと思っておりますが、まず下水道の接続につきましては、よくいろいろとそれを阻害をしている要因を検証し、一層の加入促進に努めてまいりたいというふうに思います。

また、ただいま廃棄物の最終処分場の郡上市における現状ですとか今後の問題については、環境水道部長がお答えを申し上げたとおりであります。特に最後の、いわゆる広域的な見地からとこういう最終処分場を考える必要があるんじゃないかという御指摘でございます。理論的にはそうだろうというふうに思っておりますが。

かつて岐阜県において最終処分地等を中心にしたそういう広域的な配置をできないかということで、地球環境村構想という構想を全県的に展開しようとしたことがございます。しかし、この広域的構想というのは、やはりなかなかいろいろ各地域のいろんな問題があって、結局は実現をしなかったという経緯が、私はよくその点をずっと見ておりましたけども、そういうようなことで、やはり郡上市においても、先ほど部長が申し上げましたように、まず郡上市のことをやはり自分たち

で先ほどおっしゃったように自己完結できるように、今の群馬県の草津町のほうへお願いしてるのも、なかなか市内ではそうしたものの処分地がなかなか容易には見つからないということの中でとってるわけでありましたが、これがいつまでも依存できるかという問題が、そういうリスクがあるということを常に念頭に置きながら、郡上市ではどうしたらいいかということを考えていかなければならないと思いますが、郡上市から他の圏域にまで積極的にお声をかけて郡上市でそれを引き取ると、引き受けるからどうですかという構想を呼びかけるというようなことについては、私は慎重に考えていきたいというふうに思います。

(10番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 10番 山田忠平君。

○10番(山田忠平君) ただいま御答弁いただきました。特にクリーンセンター当時の建設の関係につきましても、私もすぐ近くであります、いろいろとやっぱり市民の環境の問題に対する感情的な問題いろんなことがありました。このことにつきましては、最近では技術及び処理等の技能等が進歩しており、より安全、安定的な施設の設置が可能であろうと私は考えております。

そういった中でももちろん広域的といいますか、まず市のことをしっかりと取り組んで、その中で広域圏のものも一部によっては受け入れる。受け入れることによって雇用と、それからよく言われますところの行政の将来の財源の確保、そういったことも生む施設であろうと思います。確かに地域課題あるいは住民課題いろんなことがありますけども、そういったことに向けて、やはり検討もすべきであろうと思っております。

また、先ほど出る量の飛灰につきましては、27年の実績で2,500万円ほどの費用もかかっておるわけでありまして、そして近隣の町村でいいますと、西南濃の粗大廃棄物組合も山梨に持って行ってる。それから南濃の衛生施設の関係も3市町村でありますけども愛知県のほう、あるいは中濃地域の広域事務組合が2市で群馬県のほう、それから各務原は群馬、それから飛騨市のほうは、今下呂とか、向こうは高山できておりますけども、富山、群馬というようなことがあります、私はあえて何といいますか、全ての好意的に引き受けるという問題もさることながら、やはり郡上市のことをしっかりと考えるなら、その中でせつかくそういうことであるのであれば、雇用も財源確保も含めたことを考えていくことも一理のことで、今後の検討課題にさせていただきたいことを要望いたしまして終わります。

続きまして、入札の関係で質問を行います。

入札制度であります、まず市の元気・やる気条例、このことにつきましては当初からいろいろと取り組みをいたしながら条例化されたところでありまして、地元の産業振興目的、地産地消も含めて取り組んでおります。そういった内容について、その条例の制度を踏まえた形での入札の仕組み、かわりについて、入札関係のことでどう変わったかということについて、簡単にまず1問目、

担当の副市長さんですか、答弁をお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、入札についてお答えをしたいと思いますけれども、郡上市の元気・やる気条例の施行以来、変わったかという点ですけれども、基本的に地元の企業の育成とそれから地域経済の活性化を図るということについては変わっておりませんので、例えば指名競争入札については市内で調達あるいは施工できるものについては市内の業者のみを指定しております。

それから一般競争入札においては、市内に本社を有する業者を条件とするということで、市内業者を優先して発注に努めております。

そのほか入札に付さない、例えば小額の物品の購入等については、特別な理由がない限り、市内の業者から購入をしておるように、全庁挙げて取り組んでいるところです。

こうしたことを今後も継続していくためにも、実績をずっと調査をしておりますので、その実績に基づいて、今後もできる限り小額のものについては市内業者の方から購入するように努めていきたいと思っております。

（10番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 市内の商店、地産地消を含めたことにつきましては、ちょうど9月の一般質問で1番議員が質問されて、市内業者をぜひともということでありました。まさにそういったことであります。

例えば例を言いますと車両の購入、特殊車両以外でも、結局、メーカー指定とか特殊なことになりますと1社しか応札できないという状況であります。そういった状況になりますと、入札当日に辞退をされる場合に、入札に来た1社でも2社でも、まあ、1社の関係ですけれども、応札に見えたんですから、そういう応札は受け取るのか受け取らないのか。1社しかないから、後から随意契約しますよとなると、ややちょっとその辺に問題がなからうかと思いますが、その辺の関係の問題。

そしてまた、車に関係すれば、最終の車検あるいは修繕まで全てそういったのは、民間であると我々そうなんですけれども、そういった状況にあるのか。各、今市内業者からいろいろと我々も代表者の会議、意見交換をしておりますけれども、いろいろな業種によっては地域割のようなことの指名を願い、そして極力地域の産業振興発展あるいは地域経済も含めたことの取り組みをということが出ておりますけれども、それもなかなか難しいこともあろうと思いますが、なかなか市内と市外の関係、そして値段の関係、そしてまたそのものを扱う市内、市外の問題、そんなことがいろいろありますので、これは大きなものについて、あるいは物品の購入、備品、消耗品、油等いろいろあります。そういったことについて、やはり公平・平等性に欠けないような内容でなければならないと思

います。そして特に市民から見て、これはおかしいと思われるようなことが発生してはなりません。そういったことに対する対策と申しますか、どのような取り組みをしてみえるかということと、それから、よく仕様書に同等品仕様と書いてありますけども、同等品仕様で今までに落札をしたことが経緯あるのかなのか、このこともちょっとお伺いしておきたいと思えます。答弁をお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、今の御質問について幾つかございましたので、まず車両の発注についてと、それから同等品の取り扱いについて、そして落札物、例えば車検とか修理とかいったようなことについて。そしてもう一点ですが、物品の購入についての地域割あるいは公正、公平といったことについて、順次お答えをしていきたいというふうに思います。

まず、車両の発注についてですけれども、消防自動車といったような特殊な車両を除けば、基本的には市内の業者さんのみを指名しております。今年度発注をしました軽自動車、それから普通乗用車の場合は、入札は9件ありましたが、これはいずれも複数の応札がありました。バスについては3件の発注ですけれども、このうちの2件は複数の応札がありました。

ただ、1社については、1件は公有の民営方式のバスでしたけども、これはメーカーの生産ラインの問題があって納期に間に合うというそういった車両に限られていたということで、取引メーカーの状況によって応札をしていただける業者さんが1社しかなかったということで、この場合は1社のみということになります。

それから同等品の扱いについてですけれども、これは車両も含めていろいろな物品の調達については、できるだけ広く入札に応じていただけるように、機種を選定といったものは行わないで、例えば参考品として例示したものの以外は同等品も可としております。

ただ、医療機器そういったものについては、病院内の機種選定委員会で操作性やそれから関連機器との互換性等もありますので、そういったものについて現場の意見を取り入れて、あらかじめ機種を指定して発注するといった場合もあります。しかし、原則的にはできるだけ多くの業者の方に入札に参加していただけるように公平性に配慮しております。

ちなみに28年12月1日までに物品の中で同等品がどのくらいであったかということですが、75件中同等品は52件ということですので、かなり多くのものを同等品として扱っているということが言えるのではないかと申します。

それから修理修繕の件ですけれども、車を例にとりて申し上げますと、基本的には車両ごとに車検それから修繕する業者を取り決めておりますので、落札された業者がそのまま引き続いて修理あるいは車検といったものを行うということは、余りはあり得ないということです。たまたま車検を依頼してる指定の業者の方が落札をされれば、同じようなことということが起こり得ると申します。

うに思います。

それから次に、ほとんど、何ていいますかね、不落の可能性というのものもあるわけですが、そういった場合は特に工事なんかの場合に、応札をしていただいた業者の中で、不落の場合は最も安い値段の場合、そういった場合には協議をして金額の折り合いがついた場合に随意契約といったことはあり得ます。

それから、あと公正・公平についてですけれども、備品あるいは消耗品そういったものについては価格の調査を行っております。その価格の調査に基づいて契約単価だとかいったのを決めておりますけれども、これについては、例えばその時期の市場価格の変動ですとか、あるいは地域の違いといったようなものもありますので、必ずしも市が設定した価格というのが、そのときの実勢価格を反映し切れないという場合もあります。そういう場合には、一般の市民の皆さん方が購入される場合よりも、場合によっては高くなったり、場合によっては低くなったりするということがあります。しかしながら、同じような品質のものであって、しかも輸送の方法も同じであり、また、同じような量を仮に購入するといった場合に、納入される業者の方で極端に価格差が違うといった場合、例えば20%、30%といったようなふうで違いが出てくる場合につきましては、業者のほうから意見を聴取をして、入札あるいは契約の方法等については改めるという場合もございます。したがって、今後もしそういったケースが起きれば、きちんと調査をした上で改善をするという方法で進めていきたいというふうに思っております。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれ取り組みをされていることについて紹介いただきました。まずもって、それぞれ指名を出したり、あるいは入札に参加するしないのこともいろいろありますが、そういったことの中で、やっぱり市民の人も指名願を出す方々はもちろんでありますけれども、それぞれ税金を払いながら、我々については全く声もかからないとか、あるいは入札もできないんだとか、そんな声も聞きます、実際。だからそのようなことのないように声かけをしたり、あるいは指名に入っていただくような措置もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それと一例挙げて恐縮ですが、油の関係ですけれども、今言われたように、例えば28年の先月11月のことを私が調べたなりの資料で言いますと、競争入札とそれから組合の契約、それから何ていいますか、一般の市内の業者の単価あるいは組合に入っていない市内の業者の単価を言いますと、例えばクリーンセンターあるいは市民病院もそうかもわかりませんが、単価だけ言いますと、28年の11月で42円20銭、それから白鳥病院やと56円、それからその他の施設で大型のローリーで入れると65.8円、それから小型のローリー、配送を含めたものでも65.8円、それから一般の市民が入れてみえる平均値が、安いところもわかりませんが64円、そして全く組合に入っていない郡上市

内にある業者では60円前後ということがあります。そうすると、ここで思われることは、先ほど副市長言われたように、安いばかりではない、一部高いことも、それも当然でありますけども。例えば小型で配送したり小回りをきかせてやっていることと大型ローリーの直送で単価が一緒ということは、私はこれは、これでいいとは思いません。だからそういうふうなことを含めて、いろんなことがやっぱり問題が起きないように、あるいはこれはおかしいですよということについてはしっかりと取り組みをしてもらいたいということを要望をいたしておきます。

そして、一つここで、やはりこれは業者の方、商店の方、あるいは行政側にもお願いしておきますが、我々議会として元気・やる気条例を制定して今条例進んでおりますが、その目的に沿った、やはりこのことについて業者も努力、行政も市民目線をしっかりと忘れないでやっぱり、本当の地産地消、市内でのうまく経済が回るように、そのことに取り組んでいくということが第一であります。我々議会としても、そのことには責任があります。ただ、そういうことにどっぷりつかったり、どちら側もいろんなことがあってはなりませんので、そのことについては厳格にやっぱり取り組んでいただくようお願いをします。もし答弁があれば。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 今山田議員が御指摘いただいたように、仮にそういった事態が起きた場合は、私たちとしては継続的に価格は調査をしておりますので、特に同等品であったり、あるいは同一の輸送であったりといった条件が同じであり、またそういうことでありながら価格に非常に大きな差があるといった場合、例えば先ほど申し上げましたが、20%、30%の開きがある場合には、これは改めて意見をきちんと聞いた上で、制度的に改めるべきものがあれば、きちんと改めていきたいというふうに思っております。

(10番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 美谷添 生 君

○議長（渡辺友三君） 続きまして、18番 美谷添生君の質問を許可いたします。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。よろしく申し上げます。

今回は、産業振興と自然エネルギーの活用という2つのテーマで質問をいたします。

まずは観光についてであります。郡上市は豊かな自然と歴史文化を有し、交通の便もよく、日

本の中心に位置することもあり、全国的に注目されているというふうにごろ言われております。

先月23日ですが、郡上市市民協働センターの主催によりまして、第8回のまちづくりフェスタが開催をされました。市民団体の発表もありましたけれども、その中で中高生による「GOOD郡上プロジェクト提案」という提案が紹介されておりました。100件を超えるこの提案の4割ぐらいが、観光にかかわるものでありました。中高生も観光に大変関心を持ち、将来の産業として考えているということを感じました。

合併以来、観光客は随分ふえているような感じがしておりますが、観光客は多いが宿泊の割合が少ないというふうに言われておりますので、そこで観光客の入り込み数と宿泊客の現状と今後の目標について伺いをいたします。担当部長よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 美谷添生君の質問に答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、お答えを申し上げます。

まず、現状と今後の目標ということでございますけれども、まず観光入り込みにつきましては、昨年平成27年が635万人でございました。それでこれをベースにしまして、第2次総合計画の前期基本計画の成果目標というのを設定しておりますが、これですと5年後の平成32年には666万人という目標を設定しております。おおむね5%、4.8%の増加でございますけれども、過去の5年間の進捗と同じ、約5%の目標を掲げてございます。もう一度申し上げますと、666万人が平成32年の目標、観光統計は1月、12月でございますので、暦年の目標でございます。

続きまして、市内の宿泊客数の目標でございますけれども、まず現状の把握で申し上げますと、昨年、平成27年が49万人でございました。49万人。これをベースにしまして、平成32年、5年後には60万人という計画を設定してございます。これかなり上げた計画でございまして、22%の増加というところでございますけれども、国内のいわゆる日本人の方と外国人に少し分けてございまして、少し細かくなりますけれども、昨年の日本人の方の宿泊が約47万9,000人、これは5年間でおおむね毎年3%のアップということを考えてございまして、平成32年には55万5,000人、55.5で、日本人の方が47.9から55.5ということでございます。そして外国人の方が、昨年27年は1万1,000人でありました。1万1,000人。これは5年後の32年には4万人を目標にしております。かなり思い切った設定にしましたけれども、合計しまして59万5,000人、少し丸めて60万人というのが平成32年の宿泊の目標ということでございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ただいま答弁がありましたように順調に伸びているという経緯であろう

かと思えますけれども、第2次郡上市総合計画においても指摘されているとおり、宿泊者が少ないということもありまして、滞在型観光の推進、誘客促進をすることに当たって宿泊の施設は足りているのか、また設備は十分であるかということを思いますと、私はちょっと疑問であるというふうを考えております。この際、宿泊施設の充実のために思い切った支援策が必要なのではないかと考えます。

例えば、宿泊施設の整備、改修のための補助といたしますか、上限を決めて思い切って3割とか4割とか補助をする、また、融資については借入金の利息等を全額支給するというような、思い切った施策を考えてもいいのではないかとこのように思っております。また、そのために、できるかわかりませんが、合併特例債の有効的な活用などがこの支援事業に向けられないものかという点についてお伺いをいたします。

副市長、よろしく申し上げます。担当でもどちらでもよろしいです。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） では、続けてお答え申し上げます。

確かに9月議会の一般質問でも宿泊が低いのではないかとこの御指摘もございまして御回答申し上げましたが、確かにおっしゃるとおり、郡上市、決して宿泊の比率が高いとは思っておりません。入り込みだけで申し上げますと635万人という数字は県下でも非常に高いほうでございますけれども、宿泊の49万人というのはパーセントとしては非常に低い。

例えて言いますと、下呂、高山あたりですと宿泊の比率は50%に近いような数字が出ておりますので、そこまでは行かなくても、先ほど申し上げた60万人というのは平成32年に何としてもクリアしたいというふうに思っております。

そこで、今、御提案がありましたいわゆる宿泊施設への整備、改修等の支援策でございますけれども、まさに、今、来年の予算に向かいまして、いわゆる目玉政策と申しますか、重点施策と申しますけど、それを検討している最中ございまして。その中でも担当課としては今そういった計画を案は持っております。

まだ案の段階でございますけれども、具体的に申し上げますと、現在の国内外の観光客のニーズと申しますのは、いわゆるバストイレ付の個室を好む傾向がございます。そして、トイレは洋式というのが絶対強い条件でございますし、またインターネットのWi-Fi機能等が完備しているということが大変求められているのは我々現場のほうでも重々把握しております。今、申し上げたことについての改修あるいは設備の改修、増築等につきまして、一定の市から支援ができないかということ今検討している最中でございますので、御報告申し上げます。

あとはもう一つ、補足になりますけれども、この宿泊の統計というのは、前年の統計を毎年2月

に実施しておりますので、今年につきましては来年2月に実施をしますけれども、そのときに調査項目の中で市の独自の項目としまして、トイレが洋式化してあるかどうかという点、もう一つはWi-Fi施設が整備してあるか、この2点につきましても、項目を加えて実施したいというふうに思っておりますので、御報告でございます。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ただいま来年度に向けて支援策についても十分検討しておるといような答弁でありましたので楽しみにしております。

また、やはりそのときそのときのニーズに合った施設整備をしていかないと、いくら観光資源があっても泊まっていただけないというのが現状であろうかと思えます。よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、積翠園の役割と今後についてということでお伺いをいたします。

積翠園は、合併以前、郡上7カ町村も出資し、名鉄系の岐阜バスを中心とした奥濃飛白山観光株式会社により建設をされたと承知しております。コンベンション機能を有する施設として郡上の顔的存在であると思っております。

このたび建物を市へ無償譲渡の申し出があり、今定例会に関連の議案が提案をされております。また、市内宿泊関連の人たちの中からはいろいろな御意見が寄せられておることもお聞きをいたしております。

そこで、積翠園の役割と今後について市はどのようにされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、積翠園の役割と今後の計画についてお答えをしたいと思います。

積翠園がこれまで郡上市の中核的な観光施設として、あるいはコンベンション機能を持った施設として重要な役割を果たしてきたというのが、今、美谷添議員御指摘のとおりだというふうに思います。

そこで、現在の観光をめぐる社会の変化と課題についても整理をしておきたいと思っておりますけれども、東海北陸自動車道、それから中部縦貫自動車道の整備、また、国や県の観光政策の推進ということによって、観光にかかわる状況が非常に大きく変化をしてきて、いくつかの課題があります。

その一つが、高山市、下呂市、白川村などの観光地を初めとして観光が広域化してきているということと、そういう意味合いから、特に郡上市の持っている魅力ある観光資源を一層活用すること

が求められているというふうに思います。

2つ目としては、外国人観光客の増加、小グループあるいは家族、また企業の関係者の方、学生といったように、宿泊の形態や需要そのものが大変多様化しているということも言えるというふうに思います。

それからもう一つは、観光地を結ぶ交通手段それから宿泊施設や飲食の施設、そういったものを整備して、一層観光産業としての質を上げていく、また観光情報あるいは観光案内といったものもわかりやすくしていくといった意味での情報関連の環境整備といった、さまざまな条件整備というものが求められております。

そこで積翠園の役割と計画についてですけれども、積翠園は一つには会議あるいは講演会、発表会といったような催し、そういった総称をしてコンベンション機能を一層充実させて、市民の皆様のかさまざまな活動、そして文化活動を含めて活用できるようにしていきたいというふうにまず思っております。

それからもう一点は、会議、行事の参加者の宿泊、そして先ほど申し上げた多様化する宿泊の需要に対応できるようにしていきたい。

それからもう一点は、郡上八幡城、城下町プラザ、積翠園を中心にして城下町の特性を生かした観光の振興を図っていくということも進めていきたいというふうに思っております。

今後の計画ですけれども、ホテル積翠園の経営に当たっている、いわば指定管理を受けた団体、指定管理者ですが、そういった団体には、郡上市の元気・やる気条例を踏まえて経営計画を立てて、経営体制の強化と営業力の向上に努めていただきます。

具体的には、会議や祝賀会、各種の行事、交流活動などの積極的な誘致活動を行うこと、こういった形でのコンベンション機能を強化すること、それから外国人観光客、企業や市の招待客やそういったさまざまな宿泊の需要の拡大に努めていただいて、できるだけ多くの滞在者をふやしていくこと、市内のかさまざまな観光情報を国内外に発信をすること、それからもう一点としては、心のこもったサービス、そして特色のある郡上の食を提供するといったことによって接遇の向上を図っていただくということ、それからもう一点は、市内の農産物を初めとして、できるだけ市内の農産物等の活用を図る。物品も含めてですが、それこそ地産地消を図っていただくことになるかと思いません。

それから、その施設の整備、改修も課題ですので、指定管理を受けた団体と今後協議をしていくということになると思いますけれども、コンベンション機能の充実、それから多様な宿泊にに応じていただくためにも会議室の整備、一定の宿泊室数の増加というのは必要だろうとふうに思います。

ただ、景観や安全といったことの配慮から、増築といったようなことは考えておりません。

先ほども部長も答弁申しあげましたけれども、今後重要なことは、観光振興といったことで、で

きるだけ総合的な観光振興のための施策を推進していくことが大変今後の市の観光を左右するということを考えておりますので、さまざまな条件整備も含めて、今後、市として力を入れていきたいというふうに思っております。

(18番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 18番 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 今後、宿泊施設も充実させ、積翠園の経営についても万全を期していくというお答えであったかと思えますけれども、いわゆる同業といいますか、先ほど申しましたが、市内の関係の人たちともよく話をされまして、相乗効果の上がるような施策を打ち出していきたいというふうに思います。

先ほど、宿泊客を60万人にふやすというようなことから言えば、総合的に数が足りない、ふやしていかなければその人数もふえないということでもありますので、一定の宿泊の設備もしなきゃならんというような答弁がありましたけども、私もまさにそうだというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

先日、12月1日ですが、古田知事の県政報告会というのがございまして、その中で知事は「岐阜県は自然も歴史、文化、食も豊富で、よいものがたくさんあり、交通も便利である」というようなことで「中でも郡上は最も有望なところである」と大いに持ち上げていただきました。そして「岐阜から世界へ発信していこう」というような夢も語っておられました。近年、岐阜への外国人観光客がふえ、ことしは100万人を突破するというような勢いであるというふうに言われました。

そこで、県は、県内の宿泊施設、特に外国人向けのホテルが足りないというようなことで、地域別に観光資源を分析し、地域に合ったリゾートホテルを誘致するというような方針のようであります。1日の岐阜新聞で、高山市に外資系高級ホテルが進出するというような記事が報じられておったところでもあります。郡上も、知事の話から言えば非常に有望な適地であるというようなことが考えられますので、そういうことについても対応していかなければいかんのではないかというふうに思います。

いずれにしても、この市内の宿泊施設を充実していかなければならないところでもありますので、大変くどいようではありますけれども、その方面の支援策を早急にまとめていただいて、それが今こういう仕事にかかわっている人に喜ばれて使っていただけるような、そういう支援策でなければ、いくらつくっても予算を見てもだめでございますので、そこら辺をよろしくお願ひをしておきたいと思います。

それでは次に自然エネルギーの活用ということでもあります。

その中で農業用の水路を利用した小水力発電についてお伺いをいたしたいと思います。

今までは、水力発電は落差がなければできないというようなこととなっておりますけれども、

今回ある会社が水流を利用して用水路に設置する発電装置を開発されました。そして、11月2日でしたけれども、剣用水の中津屋地区で現地の見学会を開催されました。そして会社の希望といいますか、今後、長期の実証実験がしたいという意向をお話いただきました。そんなことで、今、郡上には剣用水ばかりでない、まだまだ農業用水がかなりあるかと思っておりますので、これを利用するというようなことについて積極的にかかわっていったほうがいいのではないかというふうに私は思います。

この件につきまして市の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 今、お話がありましたように、11月にそういった実証実験が行われたということでございます。これについては、農業用水を一時的に利用する、いわゆる許可というのを業者さんに差し上げて実験を行っていただいたということでございます。

議員さんからは、このマイクロ水車を郡上市に普及させてはどうかという御提案というふうにご受けとめましたけれども、現時点ではいわゆる実証実験段階ということでございますので、まずは我々としてはその結果を十分に検証したいというのが先であろうというふうな思いであります。

実際、導入を検討するとなりますと、地域の実情に応じまして、小水力発電の活用策や導入に伴う費用負担あるいは維持費管理費の検討が課題になりますけれども、まずはこの実証実験の結果をよく検証したいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 実証の結果と今、言われましたけど、11月2日の1日の何時間かをやられたかということでありますので、そのぐらいの検証ではなかなか後に検討をしていくのにも材料に乏しいというふうに思いますので、希望されるような長期の実証実験をやることについても御配慮がいただきたいというふうに思います。

また、大変簡易な装置でありますので、どこにでも設置できそうな、またちょっと水量が少ないと発電の容量が少ないものですから、設置の費用との対応でまだまだいろいろな課題があるかと思っております。

私が面白いと思いますのは、普通の落差を活用する発電でありますと取水から発電するところまでの間、何百メートルとか長いところは何キロになるかもしれませんが、水が使えないということではありますが、この用水に設置する分については、5メートルか10メートル置きに幾つでも並べて設置できるというような利点がありますので、これはなかなか面白いのではないかというふうに考えております。また長期の実証試験についても御配慮をいただきますよう、よろしく願い

をいたします。

それから2つ目でございます。電力の小売会社への取り組みについてお伺いをいたします。

9月の定例会の折に、電力小売事業への参画について質問をいたしました。市長からは、みやま市や群馬県中之条町など自治体が取り組もうとしている実情を勉強、郡上市に合った取り組みを進めていきたいと考えているというような答弁をいただいたところでございます。

そして、10月には議員有志の会の政策立案を進める会で、持続可能な地域づくりのための地域会社、岐阜郡上電力についての勉強会を行いました。その折には、副市長、市長公室長、建設部長にも同席をいただきましてまことにありがとうございました。現在の郡上市の取り組みはどうか、お伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 今、お話がございましたように、群馬県の中之条町は自治体中心の新電力会社として全国初の取り組みをされております。また福岡県のみやま市は、議員の方々が8月に調査、研究をしていただいた、そういった先進事例であります。

9月の一般質問による御提言をいただきました後、我々も自治体の新電力事業につきまして全国の先進事例を聞き取り、電話等の聞き取りが中心でございますけれども調査を行いまして、概略については把握をさせてもらったというところでございます。中之条町は町営、また、みやま市は第三セクターによりますメガソーラー発電施設を持った自治体といった形でございまして、いわば電力を自前でつくって販売、売るといったサイクルをつくり上げているといった、いわゆるサイクルをつくり上げている自治体であろうと思えます。

その点、郡上市は自前の大きな発電施設というのは持ってございませんので、まず現時点では出発点が少し違うのかと、いわゆるインフラ整備にだいぶ差があるというふうな認識をしております。

このような状況の中で、再生可能エネルギーをめぐる状況がいろいろ変わってきておりますので、引き続き、ほかの先進事例などの情報収集に努めますとともに、エネルギー情勢の変化に注視しながら、郡上の実状に即した地域サービスの研究などを行っていきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

（18番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） 電話による聞き取りで勉強をしていただいたという状況とお聞きしましたが、朝日新聞のことし2月の記事を見ますと、自治体の電力会社13社の設立が決まり、検討する自治体も増加中であるというような記事が載っておりました。地域での電力の小売事業というのは、

自治体がかかわってこそ私は非常に意義のあることであると考えております。と言いますのは、地域の市民にいろんなサービスが可能であるということもありますし、まずもって市内に電力を使ってみえる人はほとんどが中部電力でございますけれども、その電気量というのが市内の会社に落ちることになれば、非常に効果があるということで、やはり自治体は何らかの形でかかわりを持っていくということは大変重要なことではなかろうかと思っておりますので、なお一層の検討、研究をいただいて、このことに積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、郡上市内でも、先ほど申しましたように岐阜郡上電力というようなものを設立したいというようなことで、この件について非常に関心を持ち、今、準備を、また研究をされておるといふうにお聞きしておりますし、複数の会社ができるというようなことは、これは余りいかがなものかというふうに思いますので、そういう動きに対して御承知であれば答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。わかりますか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私自身は岐阜郡上電力云々という、そういう新しい企業事業の設立というような話はちょっと把握をいたしておりません。

また、前回もお話をしましたけれども、その電力についての新しい事業、電力を、発電するという、電気をつくる事業と、それから先ほど来お話がある電気の小売事業というものとあると思えますけれども、お尋ねの電力小売会社というものの設立ということについては、先ほど福手部長から答弁いたしましたけれども、現在、具体化をしている中之条町であるとか、九州のみやま市というようなところは、町自身が電力をつくる施設を持っているところ、あるいは第三セクターで市内に電力をつくる事業所があると、そういうところと、いわば電力の小売をするための、電力を買うということについての一定の基盤がある、そういうところが電力の小売という新しい分野に参画をしている。そして、あわせて御指摘のように市民にいろいろ便利な他のサービスも付加価値をつけているという状態だろうと思えます。

郡上市の場合に、先ほど来お話があります小水力発電とかいろいろなことをやっておりますけれども、郡上市自身が売るものの、電力を売る、そのもの自身を事業の基盤として持っていて電力の小売業というものに参入していくという状態ではないわけでありまして、それは郡上電力というような小売業者ができれば消費者はその地元の会社に電力料金を払うんでしょうけれども、その会社は他のところに電力の小売をするために買い取るということ、あるいは送電線は一切持っていないわけですから、そうした送電線の使用料とかいろいろなものもあるわけで、私は電力の小売業というのが、いろいろと御説はわかりますけれども、そう簡単なものではないというふうに思っております。

よくよく、いろいろな他の事例も、勉強に時間がかかって申しわけありませんけれども、慎重に対応して、郡上市がやらなければならない事業であるかどうかということを見極めなければいけないと思います。もし電力の小売業というのがそれだけ何か非常にビジネスとして成り立つということであるならば民間でおやりになればいいわけでありまして、私はそういう動きがあればその動きをお待ちしたいというふうに思います。

(18番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添 生君） ありがとうございます。一緒に勉強をしていただくとありがたいと思いますが、全国に13社、その自治体がかかわったところがあるというふうな報道ですけども、その中で電気を自前でつくっておるところばかりかといいますと、そうでもございません。

また、この電力の一般家庭への小売事業がことしの4月から解禁になりまして、そういうところについては、大手の電気会社が発電しておる電気をほとんどがそういうところから買うわけですけども、常時バックアップ電力といいまして、その小売会社のほとんどが売る電力の半分以上は、この常時バックアップ電力という、大手からの割安の電力を購入して、それを売っておるという状況のようであります。

また、それと普通は自前の発電した電力、それから電気の取引所があるようでございまして、そこで足らずまいを購入して供給するというようなことでありますので、必ずしも発電施設を持たなくても営業ができていくと。それはいかに利用してくれるお客さんがあるかということが一番の会社の設立については問題ですので、そういうことで、自治体は大きな電気の使用者であるということから、そこがかかわり、また、市民がかかわっていくということが非常に有効であるというふうに言われておりますので、またこの件につきましてはいろいろと一緒に勉強をしていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で、美谷添生君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時を予定いたします。

(午前10時48分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ 森 喜 人 君

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君の質問を許可いたします。

7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

2つということなのですが、白山開山1300年に向けてということで、2つということをお願いをしたいというふうに思います。実は9月議会でも少しちょっと質問させていただこうと思ったんですが、時間なくて、ここに先送りしました。

私、実は白山に夏に登りました。これは非常に初めての体験でありまして、白山登ってみて皆さんに聞いてみると、あんまり登った人がいないということも事実でありまして、私も恥ずかしくて登らなかったことを言わなかったんですけども、登ってみて聞きますと、皆さん余り登ってない方が多いということもありました。

その後、白山関連で幾つか登山をさせていただきまして、10月15日は大日ヶ岳に登りました。大日ヶ岳2回ほど登りまして、実は草刈りもして、そして後で質問しますが、新しい道も開拓をいたしました。

それから10月17日の月曜日ですが、大峰山に登りました。これは奈良の洞川温泉のほうですが、そこは修験道の役行者という泰澄大師の先輩に当たるそうですが、役行者が開かれた道、山ですね。それが大峰山です。これはユネスコエコパークにも入っておりまして、大峰山に登って、これは女人禁制の山ということでございましたけども登ってまいりました。

そして11月21日この前ですね、能郷白山に、これは本巢市の根尾町ですが、能郷白山に登ってきました。これは718年、泰澄大師が開山した山だということでしたけども、もう登山づくめでございまして、ちょっと膝痛めてるんですけども、また来年も1300年を機に登りたいと思っております。

今、登山ブームといえば登山ブームでございまして、深田久弥さんという方が百名山という本を出しています。これは白山も百名山ですし、大日ヶ岳はこれは二百名山に入っています。それから、NHKで田中陽希という方が、BSプレミアムで登山のどンドン山登って、そしてすばらしいグレートトラバースという何かそういうような番組をやっていますが、そうしたことを放送しています。

私としてもやっぱり1300年を機に皆さんも白山に登ってほしいという思いを込めて、ちょっと登らせていただいているわけです。

私は白山の白峰のほうから登りましたが、これは私でも登れる山です。それから平瀬からも登れるそうですが、来年はこれチャレンジしたいと思っておりますけども。石徹白から登るのが一番これは難しいんですね。12時間かかるということで大変な山であります。

そんなことありましたけども、この登山に登りながらいろんなことを考えておりますけども。717年という年がどういう年だったかということなんですね。1300年でありますから。よくよく見てみますと、実をいうと、聖徳太子っていますね、聖徳太子が生まれたのが574年なんですね。6世紀です。だから聖徳太子のことを考えると、717年って余り古くないんですね。聖徳太子のほ

うが古いんです。そのころから奈良、京都はもちろん日本の中心で、もう政治は始まっていた。そして仏教の伝来も聖徳太子が受け入れたわけですから、そうした時代だったんですね。717年というところから比べるとかなり新しい、そういったところから比べますとね。そういう認識もやっぱ必要なのかなというふうに思わせていただいております。

それから、ちょっと1冊本を紹介したいんですが、これ「日本人論」という本です。これは渡部昇一さんが書かれた本、この前出た本です。これの中に何がでてくるかというと、日本の文化、文明ですね、日本文明というのは、世界の7大文明の一つなんだという本であります。7大文明の一つ。そういうふうに一国で一つの文明圏をなす唯一の国・日本ということで、文明なんだと、日本はですね。そういった本も書かれてる。それが神道が大きな役割果たしてるというようなことも書かれていますし、もちろんこの中核は神話時代からの天皇ということになってまいりますが、そうしたこともあるということが書かれています。そうしたことを含めまして一般質問させていただきたいと思えます。

ここに出しました鳩居峰というものなんですが、鳩居峰の道というものの復元と。そしてそれに伴います天空の道というのを私はつくってほしいと、つくりたいということで提案をさせていただきたいというふうに思えます。ちょっと前へ出て説明をさせていただきます。

泰澄大師は717年に開山をしたと言われるんですが、その後実は、石徹白がありますね。越前の方ですから泰澄大師は。越前の方が実は九頭竜をずっと登って、そしてこう行って石徹白を通過して、別山、別山もこれ白山です。この白山はさらに越えて、大汝だとか御前ヶ峰とかあるんですが、別山を含めた白山連峰ですね、これが白山になるんです。昔はこちらからこう行ってたんですが、ここの福井の方々は、実はここを通らずに、この越前禅定道といってこちらを通って行くようになります。そうすると、石徹白がどちらかという、孤立ではないですけど、こちらとは切り離された形になるんですね。そういったこともありました。

そして鳩居峰の説明ですが、鳩居峰ここに書いてます。裏指と表指と書いてあります。鳩居峰とは何かというと、これは白山峰ですね。白山峰の別名を鳩居峰。つまりこの中部といいますか、こちら側の長滝を中心とした登山道の象徴を鳩居峰と言うんですね。白山に登らなくても、この鳩居峰この地、これ後で説明しますが、これを登る、この修験、修行することによって白山に登ったことの象徴になるんだということなんですね。鳩居峰イコール白山峰なんだということです。

福井県のほうでは何と言ったかという、猪鼻峰と言いまして、イノシシの鼻と書いて猪鼻峰と言います。それを向こうでは猪鼻峰。それから加賀のほうでは虫の尾っぽ、虫尾峰と言ったそうです。この鳩居峰は、要するにこちら側の太平洋側の修行の場なんですね。これが結局、多くの修験者を集めたし、多くの登山者を集めたと言われているわけです。

そして12世紀に入りますと、表指が成立した。表指というのは、この長滝の白山神社から前谷の

白山社を通過して、この美濃禪定道ありますね、これも含まれるんですけども、ここからこの桧峠、国境の宿ですね、宿を通過して石徹白に行って、そして神鳩に行く。これが実は表指。これが12世紀に完成して、ここに14宿、14つの宿がありまして、ここで要するに修験者が修行をしてここを登って神鳩に行った。そして神鳩に行って、もちろん別山に行き白山へ行ったんですが、ここが要するに鳩居峰ということで修行の場だということでもあります。

それから、実は13世紀にここで大火、長滝のお寺が大火に遭いまして、このときに何があったかという、里山修験ということが出てきました。そのときに鮎走の神社から大日ヶ岳に行く道、この道がいわゆるここら辺のかわりの道になるんですね。それから、このときに白尾の白尾山もできてきた。白尾山も実はこれ白山の尾っぽと書きますね、白尾。この白山の尾っぽ、これも白山の尾っぽも13世紀に皆さんが行くようになった。そして高賀山も修行の場となったということが記されております。

そして14世紀になりますと、今度はこの裏指と言いまして、長滝から毘沙門岳から行ってですね、そして桧峠、それから大日ヶ岳行って神鳩に行くという。これ裏指の鳩居峰です。こういったものができてくるわけでありまして、これはいろんな意味がありまして、このときに真言密教とあるんですね。天台密教、真言密教とあるんですが、そういったものあって、真言密教は実は大日ヶ岳を本山としております。ですから、ここで真言密教を入れましたので、ここで裏指ができ上がったということです。この8の字の形ですね。これが鳩居峰とあって、14世紀に実はこれが完成をするんですね。そういうふうになりました。

その後、中世から近世にかけて、浄土真宗が動きましたので、その浄土真宗の勢力に押されまして、もう一つは、乱世の世になりましたので、長滝とそれから鳩居峰が衰退をしましたが、17世紀になりまして再度再興したという形になります。その再興いたしまして、東海地方のほうにどんどん広がって、この鳩居峰というものが多くの方々を集めて、上り千人、下り千人と言われたのが、実は18世紀に言われたわけでありまして。

そういったことで、私は1300年という機にこの鳩居峰を復元したいという思いもあるんですけども、なかなか難しいものですから、ここを申し上げたいと思っています。

これが天空の道です。天空の道。これは大日ヶ岳から神鳩、そして石徹白を通過して桧峠、そしてこの大日ヶ岳を登っていく。これは非常に高いところです。ここが一つの尾根道になつとるから、ここを通過していけば非常に景色もいいし、すばらしいというふうに私も思います。

大日ヶ岳に登りましたが、大日ヶ岳も本当に360度すばらしい景色です。この天空の道をぜひつくりたいということで考えておりますが、市長どのお考えでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺友三君） 森喜人君の質問に答弁を求めます。

○市長（日置敏明君） 大変歴史的ないろんな研究を踏まえての御質問でございました。

私は白山は確実な記憶があるだけで4回登りました。そしてそのうちの1回は、石徹白からいわゆる美濃禪定道といいますか、その神鳩小屋、別山を経て今の白山へ至る道を、大学生だったもんですから3人ぐらいの仲間と、1日で石徹白を早朝に出て夕方には白山の室堂のヒュッテへ着きましたけども、大変きつい道だったと、若い時分だったですけども、なかなか距離のある道だったなというふうに思ってます。

そのようなことで白山の登山は、今おおむね年間6万人ぐらいの方が、環境省の白山国立公園の資料によりますと、6万人前後の方が毎年登っておられるようですが、先ほどお話がありましたような、そのうちの6割弱は石川県側から登っておられるということで、岐阜県は平瀬口からと含めて4分の1ぐらいというふうに伺っております。その中でもやはりこの美濃禪定道といいますか、このずっと別山を経て石徹白まで出てこられる方は、環境省のカウンターが設置してありますけれども、本当に3,000人以内だろうというふうに言われております。ですから、確かに非常にすばらしいところではありますが、実際の登山という意味では、今、通る方がそれほど多いわけではないということでもあります。

今、そういう歴史的な経緯を踏まえての鳩居峰という、古来、昔、修験の道があったということでもあります。ぜひそういうものの歴史的研究をもう少し私も勉強したいと思います。

郡上史談の10月号ですか、高橋教雄先生がこの鳩居峰のことについてお書きになっていて、非常に歴史的資料を踏まえた詳細な論文を出しておられますけども、なかなか難しくても十分に理解してはあげませんが、そういう歴史的なものがそういう修験の道と修験者が泊まる宿とか、そういうものがあつたということはわかりましたので、今後の大いに白山1300年ということを契機にして、ひとつ研究はしたいというふうに思います。

ただ、現在の既にできている石徹白から登る、いわゆる美濃禪定道の登山というものも、もう少し何か振興したいなという思いとともに、今恐らくおっしゃった、その鳩居峰の現在使われていない登山道は、かつてはいろんな大学のワンゲルであるとか、そういうようなところが通ったりとか、あるいは登山のそうした習熟してる方が通られたことはあるんかもしれませんが、今はどうも余り通れる状態にはないようでありますので、それをただ何らかの人工的に復元をしようと思しますと、それはそれなりにコストとやはりいろんなことが問題もあると思います。例えば新たに人工的な道を作設しようというような形になれば、当然土地所有者の了解というような問題も出てきますので、御提言のあつた趣旨を十分踏まえながら、1300年という記念すべき節目の年でもありますので、研究課題にさせていただきたいというふうに思います。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） あと1カ月もないうちに来年を迎えますので、研究課題と言わずに、早速考えていただきたいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、石徹白の復興の一環として、鮎川信夫記念館を設置してはどうかというこの質問があります。鮎川信夫という方は亡くなって30年ということで、生まれたのが1920年、そして亡くなられたのが1986年ということで66歳で亡くなられたわけですが、まさに戦前・戦中・戦後を生きた方であります。この方は、なかなかこの郡上で、今まで身内の方ぐらいしか知らなかっただろうというような方なんです、よくよく本当に研究してみますと、私も十分本を読んだわけでありませんが、勉強してみますとすごい人であったということがわかります。

私も1冊今ちょっと本持ってきましたけども、こういう「鮎川信夫からの贈りもの」ということで牟礼慶子さんが書かれた本ですが、これは鮎川信夫が亡くなってからこの方がまとめた本であります。亡くなってその自宅に行かれて、いろんな書かれた残り物を探されて書かれたものですが、非常にこういった詩人がいるのかなと。亡くなってからこういう面倒見てもらえるような詩人がいるのかなということも思いましたし、すばらしい方ではないかというふうに思いますが、鮎川信夫記念館、石徹白に設置したらどうでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 先日、その鮎川信夫さんをめぐってのシンポジウムがあって、私も改めてまたこの人の大きさというか、あるいはいろんな多彩な活動しておられたのだなということを改めて再認識をいたしました。

お父さんの生家が現在石徹白にあるということで、私も何らかのことはしたいなというふうに思っておりますけども、当面、生家の前に建っていた詩碑が、「山を想う」という詩碑がなかなか読みにくい状態でありましたので、この前白鳥の振興事務所のほうに頼んで、その詩碑の文言が読めるような、そしてまた若干の道案内等の標識もつくらせていただいたということでもあります。

そのほか、今、石徹白のふるさと記念館ですか、そこに若干の展示がございますけども、あるいは白鳥のほうの郡上市図書館のほうにはかなりの記念の書籍やいろんなものを寄贈いただいているということでありますので、これもまたどのような形で、やはり貴重な私どもの郡上市ゆかりの方でありますので、どのような形であらわしていったらいいのかということ、これもよく検討をさせていただきますと思います。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 3つ目に行きたいと思います。新大日ヶ岳登山道の開設ということ、整備ですね、鮎走登山道の整備ということでもあります。ここにありますが、鮎走の神社から大日ヶ岳に登

る道。これ先ほどもちょっと出てきましたけども、実はこれ原初道と言われてる。原初道ですね。これは高橋教雄先生のここにも書いてありますが、泰澄大師が一番最初に登ったのがここではないかと書かれています。

濃北一覽の中に書いてありまして、大日ヶ岳へ登ったのが養老元年5月、泰澄大師36歳ですから、やっぱり717年なんです。717年に登ったということで4人連れて登ったんですね。須原から1人、長滝から1人、鮎走から1人、石徹白から1人と4人を連れて登ったという。さらに白山神社由緒の中に、その鮎走から登った人の名前が助右衛門さんだというようなことが載っています。

実はこの方助右衛門さんの自宅が、私のうちの下にあったんですよね。引っ越して行かれたんですけども、墓もちょっともう、墓の跡は実はうちの竹やぶにあるんですね。そういったこともあるんですが、そういったこの鮎走の神社というのは、非常に由緒あるということで。実は奥宮があったんです。奥宮があったんですが、火事で燃えて口宮に合併したんですけども、七堂伽藍もあったんじゃないかと言われているわけです。そうした研究も含めて、この鮎走の登山道を何とか整備をしたいというふうに思っているわけですが、そうしたものの援助をできないかということでもあります。

実は草刈りをやりまして、あそこ林道がずっと7.5キロありますので。そこから大日ヶ岳へ登ると大体2時間になるんですが、あそこ草刈りやりました。やぶ刈りをやって、そして新しい道をつくりました。実は前谷道路と合流するんです。その前谷と合流してそれから中大日登って大日登るという。一番簡単な実はこれ大日に登る道になってくると思いますが。その草刈り終わった後に、石川県の白山自然保護センターの長であります梅さんと、それから環境省の中部地方環境事務所の白山自然保護官の二人と登って、そして何とかこちらの登山道の一つに加えてくれということをお願いをしました。そんなことで何とかこの道を手入れできないかということでもあります。

大峰山に登ったときも、非常に階段をつくって安全に手入れされていましたが、鉄でつくることは必要ないので、木で丁寧につくりたいと思いますが、そうしたことへの登山道の新しい整備といえますか、そういったものに対してどのようにお考えかということでもあります。

それから、今高鷲のほうで道の駅という話が出ています。これはひるがののほうでつくろうじゃないかという話になったんですが、実はこれが頓挫いたしまして、じゃあ高鷲のどこへ持っていかという話になっているわけですけども。私としては、高鷲でつくるのであれば、その鮎走の登山道の下、鮎走の地域にできないかと、道の駅構想ということで思っているんですが、そういったことについて市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 鮎走から大日ヶ岳へ通じる道というのは、非常に歴史的な経緯があるという

お話でございます。これも先ほどお話し申し上げましたように、もちろんできればいい、あればいいと私も思いますけれども、どのようにしたらいいか、よく検討させていただきたいというふうに思います。

それから道の駅であります、私はちょっと高鷲のほうで道の駅を新たに御検討になっているという話は聞いておりますが、ちょっとその後の詳しい実情を把握しておりませんので、的確にはお答えできないかもしれませんが、道の駅はことしの夏に白鳥の物産センターのところ、清流の里しろとりというのを道の駅に認定をしてもらいましたけれども、この際にも非常に国道158号との連携とかいろんな意義づけをしながら道の駅に認定をもらったという経緯がございます。なかなか道の駅というの、道の駅という名前をもらうためには、いろんな問題もあるようであります。

特に今おっしゃった鮎走のあたりの地点というのは、長滝でございます道の駅白鳥ですね、それとの距離、それから現在ある、高鷲にある道の駅ですね、それとの間に挟まれたとこだと思いますけれども。そういう意味でもなかなかクリアしなければならない問題もあろうかと思えますし、またその高鷲のほうでもともと道の駅をもう一つつくりたいというお話がやはりひるがのほうへ上がってからのいろいろとそうした拠点が欲しいということでお話しされているようでありますので、また、あれもこれもというわけにもなかなかいかないと思えますが、よくその選考しておる検討の様子等もお聞きをしてみたいというふうに思います。客観的には鮎走につくるということは、かなり難度が高いというふうに思っております。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 7番 森喜人君。

○7番(森喜人君) ありがとうございます。いろんな意味で、鳩居峰という話からこういった話をさせていただきましたが、やはり先ほども世界に発信をすると、郡上を発信すると、岐阜県を発信するという話だったのですが、こういったものを歴史を踏まえたものをつくっていくということが、私は非常に重要だというふうに思います。これから1300年、それから1400年と100年後を考えますと、やっぱり今何をしっかりやっておいたのかということが非常に重要だと思います。もちろん100年後は誰もこの中の人には生きておりませんけれども。しかし1300年のときに何をやったのかということをしかりと問われるときが来るんじゃないかということも思いますので、ぜひ一つの提案でありますけれども、お考えいただきたいということを思います。

それでは2つ目でございますが、拝殿踊りの伝承と復活ということで質問をさせていただきたいと思えます。

拝殿踊りというふうに限りましたけれども、いろいろと聞いておりますといろんな踊りがあると。もちろん場所踊りとかいろんなことになってくるんですが。そういったことも含めまして教育長に

お伺いしたいと思います。拝殿踊りの歴史と、それから郡上白鳥おどりととの関係、そして現在のどの程度、その拝殿踊り等が実施されてるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（石田 誠君） それではお答えをします。

拝殿踊りは約400年前から踊られているとも言われていますが、はっきりした起源はわかっておりません。

白鳥の拝殿踊りは、主に越前及び庄川方面などから伝わり、白山麓に広く分布する民謡の要素を持っていると言われていたのですが、拝殿などで踊る形態そのものは他の県でも見られることから、白山麓に固有なものというのではなく、中世の絵巻物に描かれている中世社会の念仏踊りを起源とするものと言われております。ただし、白鳥の盆踊りは、江戸時代中期の18世紀には、神社や寺院で毎年踊られていたことがわかっています。

江戸時代には郡上一円の集落の盆踊りで、今も白鳥の拝殿踊りに見られる場所踊りが主に踊られており、この場所踊りは石徹白を起源とする踊りとも言われております。

また一方、郡上おどりのほうは、白山信仰との関連ある場所踊りという踊りとされていないことがわかっており、場所踊りを含めさまざまな要素がかかわり、形態が、また所作が独自に発展したものとして今日の郡上おどりに発展したと考えられることから、郡上おどりととの単純な関連づけは難しいです。

お尋ねの拝殿踊りの現状につきましてお答えします。

白鳥町では、拝殿踊りの楽器も太鼓も伴わない古い形態を保存伝承するために、白鳥拝殿踊り保存会が成立され、現在は7月から9月の白鳥おどり開催期間に白鳥町の4つの神社——白鳥神社、野添貴船神社、前谷白山神社、長滝白山神社——の4カ所で踊られております。市内のその他の拝殿踊りとしては、平成25年に復活しました明宝寒水とそれから森議員が現在かかわっておられます高鷲町の鮎走の2カ所で踊られております。

以上でございます。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 実は拝殿踊りを復活しようということで、実は私どもも鮎走の神社でことしの9月18日、神事が終わった後に何時からだったのですか、4時ぐらいだったと思いますが行いました。歌をしっかりと覚えてる方というのは1人いるんですけども、83歳か84歳です。かつて踊ったというような方々も集まってきていただいて、総勢50人ぐらいになったのでしょうか。その中で白鳥で拝殿踊りをやってる方が見えたので、そうした方にちょっと手助けをしていただきましてそれで

やったんですけども、やっぱり最初でしたので、白鳥の方々が中心になってやっていただいたという形になったんですけども。あんまりうまくいかなかったので、それを反省して、2回ほど夜集まっていたら、その八十二、三歳の方とそれからしっかりと踊れる方ですね、その方76歳か77歳の方ですが、その方二人来ていただいて、あと若い方も来ていただいてですね。そして練習を2回やりました。非常に和気あいあいとしましたし、なかなかこの歌を覚えるのも難しいですね、節が難しく。私も覚えたいと思ったんですが、なかなか難しいです。踊りは簡単です、はっきり言うと。簡単ですが。そうした今取り組みをいたしております。

そういう中で、来年も実は春のお祭りにやりたいと思ってますし、それから秋の9月18日が祭りの日なんですけど、その日もやりたいと思っています。

こういった拝殿踊りとかこういった踊りというのは、しっかりと伝承しとかなないと。今やっとなないと、絶対これは廃れてしまうだろうという思いもあります。そうした意味で、これ1300年を機にぜひこういったことを郡上全体に展開できないかというようなことをお聞きしたいと思います。どうやってやられるかお聞きしたいと思います。

私も盆踊り、郡上おどりにしても、白鳥おどりにしても、なかなか地元の方の数が少ないというようなことで心配をしておりますが、私としてはこういった拝殿踊りをしっかり学んで、そして郡上おどりも盛り上がっていく、白鳥おどりも盛り上がっていくというような形になればいいなというふうに思うんですけども、そうしたことについて、市長どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 拝殿踊りという、お宮さんの拝殿で、板の間ですね、が普通だと思います。

長滝の場合はちょっとあそこは土間というかあれになってますけども。そういうところで踊る踊りというのは、恐らく郡上の中で昔は随分いろんなところにあったんだろうと思います。私自身も小さいころに自分のとこの在所のお宮さんで若い方々が拝殿で踊られてたのを見た覚えがありますので、そういうことだったと思いますが、今はだんだん少なくなってきて、先ほど教育長のほうからお話を申し上げたようなとおりだというふうに思います。

私もことしの夏も拝殿踊り、一晩は行かせていただきました。それで実際に参加をして踊ってみると、これが楽しいんですけども、やはり課題は拝殿踊りの場合に、その音頭を美声で、しかも歌の内容もくすりとさせられたり、にやりとさせられたりするような文句がいっぱいあるんですが、そういうものを切れ目なく出す。お互いにそうして音頭を取り合う。あるいは歌われた文句に対して当意即妙に答えて即興の歌詞を出すというような、大変なかなか昔の皆さんの楽しみだったんだろうと思いますけども、今それをにわかにならうと思うとなかなか難しいというのが実態で。踊り

手はいっぱいいて、いっぱい踊りたいんだけど、なかなか音頭のほうが、なかなか、次から次へというわけにいかないというような実態があるなと思ひまして。そういうことからすると、やはりこの拝殿踊りというものを続けていくためには、そういういろんな、今せつかく貴重なこうした地元文化というものを伝えてくださってる人がおられるうちに、やはり私もそう思ひます。しっかりとこれを伝承していくということが必要だと思ひますので、大いに振興したらいいというふうに思ひます。ぜひその愛好家にしっかりと頑張ってもらいたいと思ひます。

白鳥での拝殿踊りなんかも、本当にこっちの町場で行う郡上おどりと白鳥おどりに熱心に通つてきていただく方々の中に、私は実は本当はこの拝殿踊りが一番好きだということで遠くから来ていただいている方もありましたし。それから、ことしなんか行きますと、やはりそういういろんなつながりということで、かなり福井県の大野市あたりからも来ておつていただいた方がたくさんいらっしゃるなあとこのように思ひます。また全国的にもそういう拝殿踊りというのは価値があるということで、東京あたりからもおいでになってましたけども。ぜひ私も、そういう今白鳥は拝殿踊りそのものが、いわゆる選択無形民俗文化財というふうにされてるわけですから、一定の保存会という形での体制もありますけども、ぜひおっしゃつたような高鷲であるとか、あるいはまた明宝の寒水等でもかなり踊りの種類や歌は違ふと思ひますけども、そういった拝殿踊りという形で、ぜひ郡上の愛好家たちがひとつ横に連携をしていただひいて、1300年を記念して大いに盛んにしていこうじゃないかという動きを出していただければ、市としても大いにそれに対してサポートしていきたいというふうに思ひます。

(7番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 7番 森喜人君。

○7番(森喜人君) 高鷲で今練習をしているんですけども、実を言うると、下呂から来てくれるんですね。その子は奥さんと子どもを3人連れて来るんですよ。練習にも来てくれるんです。その子が非常に歌も自分で覚えて歌つていかれるんですが。あとひるがのにも大阪から踊り助平ということで、踊り大好きということで、とにかく引越してきて必ず踊りには参加するという方が見えます。そうした方々が本当にやっぱり刺激されまして、私たちがやらせていただくんですけども、そういうことをぜひ全面展開していただきたいというふうに思ひています。

あと、高山なんかが世界遺産に大垣の祭りとかそうしたところが世界遺産になってきました。そういう意味ではどうでしょうか。郡上の盆踊り、白鳥盆踊り、それからこの拝殿踊りも含めて、そうしたものを目指そうとか、そうしたことも必要なのではないかというふうに思ひますが、最後にそのことだけお聞きしたいと思ひます。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お話ございましたように、郡上市の郡上おどりのほうは重要無形文化財でありますので、いろいろと、いわゆる文化遺産的な大いに世界に売り出していけるような、また条件を整えていくということが必要かと思えますし、この前も古田知事がおいでになって、いろいろお話になっておられましたけども、全国のそういうところと何か手を結ばないと難しいですよというような御示唆もいただきましたけども、これまたそういう点を、いろいろな点をしっかり調査をしてまいりたいというふうに思います。

（7番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 白山の特徴といいますか白山のすばらしさというのは、先ほど申し上げませんでしたけど、神仏習合だと思うんですね。日本の考え方自体が神仏習合だと思いますけども、白山に残ってる、やっぱり一番すばらしいものは神仏習合であり、また今歴史をずっと話しましたが、仏教が来れば仏教を受け入れる。またキリスト教が来ればキリスト教を受け入れるという、そうした日本人の器というのはやっぱりあるんだろうと思います。これが神仏習合の考え方だと思うんですけども。そうしたのもやっぱり重要なことだと思いますので、神仏習合で世界遺産ということもあるのかなとも思ったりするんですけど。

いずれにしてもいろんなことで1300年を迎えます。あと二十何日で迎えますので、本当にすばらしい開山1300年になることを祈念を申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で森喜人君の質問を終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時40分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

◇ 山 川 直 保 君

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君の質問を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 失礼いたします。それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。大項目3点についてお聞きをいたしたいと思います。

まず、第1点目でございますけれども、長良川鉄道の沿線景観の美装についての質問をいたします。

昭和9年に越美南線が全通いたしましたから今日に至るまで80年と少しが経過をいたしました。昭和61年12月11日からは長良川鉄道が営業を始めまして、来週の11日にはめでたく満30年を迎えようとしています。

しかし、この間、夢を持って出発いたしましたこの長良川鉄道でございますけれども、近年、経営難にも見舞われまして、郡上市の合併時の平成16年からは議会にもその対策の特別委員会などを設置いたしましたして多くの議論をしてきた経緯がございます。

合併した1期目のその議論におきましては、郡上市が負担する経営支援が余りにも大きくて。合併したときです。皆様方本当に心配をいたしました。その中の議論で記憶いたしてますことは、白鳥以北を廃止にしようか、または八幡以北を廃止にしようかということが、郡上市は特に沿線が長いですから、その当事者として、その責務をほかの町からまた市から言われてきたわけでございます。

そうした経緯がございますけれども、今になりまして、そうしたお話はなかなか出てこなくなりました。非常に日置市政の中でこうした観光にも力を入れまして、この経営に皆様方が、市民の皆様方含めてですね、夢を持ったからだと思っております。

さて、先月の18日でしたけれども、私も観光列車「ながら」2号ビュー列車に北濃駅から美濃市駅まで乗らせていただきました。予約を結構前からしたわけでございますけれども、土日には全部満席で、ようやくその金曜日に約1席だけ、2つかな、があいとったわけでございまして、昼から乗りまして美濃市までを行ったわけでございます。私が乗ったときは500円増し、ビューは500円増しですから2,000円ということで乗らせていただきました。

この平日にもかかわらず、この列車は八幡からは連結されまして、そこから多くの方が乗られて、全部満室という形でしたね。そうしましたら、観光客の皆様方、ちょうど御年配方の女性が多かったわけですが、私が数えるに26人くらいが女性の方で、男性が5人くらいおったかなという形でした。皆様方それぞれ席に着かれまして、そして発車時刻を待つ。そして列車が発出して、橋梁の上ではゆっくりと走られて、しっかりとガイドがなされておりました。

また、スタンドバーといいますかバーのところでは、お酒は置いてありませんでしたけれどもコーヒーが200円。これは安いなと思い私も買ってみました。大体全員のお客様がそのコーヒーのおい漂う列車の中でそのコーヒーを飲みながら、またお菓子を取り出しながら、わいわいと和む姿というものが非常に印象的でした。

そうした中、男性のこの鉄道マニアと思われる方々も、フロント席立ってますので、そこからずっとカメラを構えてみえましたですね。こうしたスローな時間が過ぎる長良川列車。私はそこで一番感じたことは、この観光列車なら本当にもう一步努力をすれば、必ず経営難から抜け出して、郡上の宝になるぞということを確認したような思いがいたしました。

私の本当の思いといたしまして、今後、この長良川世界遺産のある長良川と含めて、そしてその86年暮らすこの営みの中の一つにも長良川鉄道があるんですね。ですから、この郡上市においては、日本一美しい鉄道長良川鉄道としての、うたい文句を大きく高らかと上げられて、今からはその施策に取り組むべきということを思っております。

そこで、この鉄道経営について、長良川鉄道がよくテレビにも出られます佐々木部長ともお話をいたしてきました。私、前々からよく友人なので話すわけですがけれども。そうした中でこの鉄道経営には本当に真剣にいっぱいいろんな工夫や努力してきたということなんですね。でも、しかしながら私が見ると、失礼ながら、この列車のクオリティーを今かえられた。そして列車の構造とか、そしてもしくはこの企画をいろんな名所へおける企画などをして、少しでも多く乗っていただけるような経営改善をしてきたことは事実であります。

しかし、そちらのほうへばかり目が行き過ぎて、車窓から見える景色などなどは、多分皆さん方もそうだと思うんですけども、美しく当たり前、これで十分だと多分思って自負をされていた部分があるのではないのでしょうか。

そうしたことから、やはり私もその列車に乗ってみて、そこの要はいいところは見なくても、皆さんやってきていただけてますけど、悪いところはどこにあるかを見ながら、そのマニアのカメラマンの横に立ちながら、ずっと車窓から約160度の角度を見回しながら、いっぱい写真も撮ってまいりました。そうしますと、美しいことばかりではないですね。やはり人々の暮らすその生活感というものを感じられることは当たり前で、これはよしといたします。もちろん家の裏も通りますね。しかしながら、廃車になった車が置いてあったりとか、そして昔使われていた家庭用のごみ焼却炉があったりとか、そして建築廃材とかあったりとか、北濃駅の周辺にも大きなそうしたもん置いてありますね。ですから、こういうものがやはり目につく。

私は高鷲生まれで列車とは非常に縁が遠い存在でした。10歳のときに初めて越美南線に乗らせていただきました。本当に私に鉄道を愛する気持ちがあるかといいますと、正直ここまでなかったかもしれない。しかし、これに乗ってみて、これは同じ一つの大切な昔からの、旧来の資源であるということを感じました。ですから、この景観を改善しなければならないということを思いました。やはりその軌道上の線路脇の線路敷地は長良川鉄道で管理されておみえですけれども、その鉄道敷地以外の場所については長良川鉄道はノータッチでありますから、その沿線の田畑の畦畔などに季節季節の花とか多年草を植えたり、そしてもう少し遠くに見える山までも整備をされて、その実績によって、その市民の皆様方に協力いただいたその実績によって、交付金というものが創設できないかということを考えるわけでございます。

質問には書いておりませんが、正確に書いておりませんが、この長良川鉄道沿線美装化交付金条例というものの制定を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 山川直保君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今山川議員から長良川鉄道に対して、非常に温かいお言葉をいただいたような気を私はいたしております。

ことしの4月に観光列車「ながら」の運行などを始めまして、それで余計に思うことでありますけれども、私もやはり長良川鉄道のこの特に車窓から見える景色といったようなものを、もっともっと磨いていかなければいけないというふうに思っている一人であります。

この観光列車「ながら」をデザインしていただいた水戸岡鋭治先生は、いろんなところでこの観光列車のデザインをしておっていただいているわけですが、この長良川鉄道の車窓から見る景色は本当にいいというふうにおっしゃっていただきました。

また、私、最近、千葉県のいすみ鉄道というところの社長さんが来られて、いろんな鉄道経営の御努力の様子を話されまして、いろんなアイデアでいろんなことをやっていると。そういう中にいすみ鉄道のいわば鉄道のその法面とかそういうようなところに菜の花を種をまいて、それが春には一斉に花が咲くというような景色をスライドでもって見せていただきました。あるいは、沿線にかなり桜の花を植えたりとか、そういうような桜の木を植えたりとかっていうことで御努力しておられるということでした。

私も実は夏、7月にこのいすみ鉄道に実際に乗ってみました。当時は夏で、まだいすみ鉄道さんも夏草の処理をされる前、直前だったような感じで、非常に両側から夏草が、それこそ本当に物すごい草深いところだなと感じるくらい生えておりましたけれども。しかし、随所にいろんな工夫をしておられるということを感じてまいりました。

今御指摘がありましたように、私もほぼ通常の日には長良川鉄道に乗って、例えば郡上大和から八幡まで乗って来る間もよく車窓から景色を見てるんですが、いいなと思うところと、いわば山川議員が御指摘になったような残念な箇所というか、残念な場所というところもなきにしもあらずだと。ここはもうちょっとこうなったらいいなというようなところもあります。

外から来ていただいた方もいろいろ長良川鉄道の景色で感動していただけるのは、もちろん長良川、そして遠くに見える山とかですね、あるいは先ほどもお話ありましたいろんな田んぼをつくっておられるそういったところの畦畔であるとか、いろんなものが目について目に飛び込んでくるというふうに思います。

よく景観10年、風景100年、風土1000年という言葉ありますけれども、我々が目にするものっていうのは、物によっては長い長い歴史の中で形づくられたもの、あるいはもうちょっとそれよりは短い時間に形成されたもの、あるいは近年のいわゆる景観づくりとかそういう努力によってつくられているもの、そういったものがあるかと思っておりますけれども。いろんな意味でやはり真剣に、

これは長良川鉄道だけでなしに、例えば東海北陸自動車道という形でおいでになった方々、あるいは在来の156号線でおいでになる方、いろんな方がいらっしゃいますので、そういった方々のやはり目というものを意識して、郡上のこの景観、景色というものをきれいなものにしていかなければいけないというふうに思っております。

実は郡上市は、景観法に基づいたいろいろな行政を県に代わって行うことのできる景観行政団体ということに既に平成22年でしょうか、なっております、そうしたことで景観計画というのも一応持っております、その中に今申し上げましたように、やはり皆さんが移動される軸に沿った景観を形成するという一応の目標を掲げております。そういうことで今おっしゃったことは、その既に持っております景観計画、こうしたことにも非常に軌を一にしている考え方でありませうけれども。

いろいろ申し上げましたけれども、要は私もやはりそうしたことをやりたいなというふうに思っております。ただ、今現在は、例えば鉄道敷の夏草が生えたりとかってというようなことも含めて、この長良川鉄道のこれをしっかり守っていただいております会を通じて、地元の自治体の皆さん、自治会ですね、自治会の皆様方に大変お世話になっておるといふようなことでありますが、さらにこうした皆様方に御協力をいただくとか。それから、確かにそういう公共の公の場以外の要するに個人の方が所有しておられる田んぼの畦畔であるとか、あるいはおうちの庭であるとか、また山であるとか、そういったようなところについて、全体としてどのような美しい景観をこれから形づくっていくかと。それもできるだけ四季折々というふうなこともあると思います。そのようなことでぜひ私たちが今回の観光列車「ながら」の導入も一つの契機としてやっぱり考えていかなければいけないというふうに思っています。

御指摘がありました交付金条例のようなものを制定してやったらどうかということでもありますけれども、その辺の手法についても、やはり具体的に鋭意検討させていただきたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） ありがとうございます。交付金を出そうとしたら、しっかりとそうした条例等が必要だと思います。私はそうした特化するものを郡上市がつくって、前面に打ち出すことが、内外にとっての波及効果があるというふうに考えております。

未来の郡上の子どもたちが、この郡上に、長良川鉄道がずっと走り続けている様子をしっかりと100年後でも見ていただけるような重要な施策に私なると思っています。ですから、真剣に取り組んでいただきたいなということをお願いをしておきます。

次の質問に移ります。観光施策の強化についてでございますけれども、質問状に出しました観光連盟及び各地区の観光協会の組織等の一元化を図って、そして同種の経費の節減を進めると同時に

補助金の増額を提案をいたしたいと思います。

本市の観光事業をフォローアップしております各組織であります各観光協会というものは、合併前にどこも組成がされていた団体であります。それに市の補助金とそして会費をもって運営されていることは、現在に至っても全く変わっていないのではないかとこのことを思っております。

その中で提案いたします関係組織を一元化するメリットというものは、この同種の経費そのものももちろん削減と、特に本市のような季節的に雇用の受給体制、量が変わる、変動が大きい本市のこの観光事情を踏まえますと、職員が季節的に異動してその課題に取り組む。そしてその職員のスケールメリットを生かすということができると思っております。

さらに昨今の情勢を勘案いたしますと、この観光振興というものにつきましては、本市の外貨獲得の重要な産業でありまして、現年の予算であります観光連盟組織強化事業に対して400万円充てられておりますけれども、これが全く十分とは言えないと思っております。

いよいよ着工間近となりますこの観光拠点施設の器だけではなく、しっかりとあわせて、その中身に対しても予算をしっかりと配分されて増額されて、組織づくりに強化されたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） それでは、観光連盟等の組織の一元化、また予算の効率的な使い方ということについてお答えをしたいと思いますけれども。郡上の観光資源を生かした魅力ある観光事業を推進をしていくということや、それから外国人の方を初め多くの宿泊客を郡上に訪れていただくということ、それから観光地としての郡上の知名度を上げていくことは非常に大事なことだというふうに思っておりますし、特にそのためにこそ観光を推進する体制を強化をしていくということは、非常に重要なことだと考えておりますので、山川議員がおっしゃったように、これはすぐ取り組むべき課題だというふうに思います。

ただ、組織の一元化ということになりますと、観光連盟の協議ということが必要でありますので、そのことを前提に進めていきたいというふうに思います。

その協議の際ですけれども、市としても十分かかわっていきたくは思いますが、私としては、産業振興支援センターの機能を、施設はまだですけども、機能を生かしていくことによって組織づくりにかかわるということは可能ではないかというふうに思います。

例えば商工観光部、それから観光連盟、商工会が観光振興のために連携をして今後協議をしていくということがあります。例えば市の観光事業の情報を発信して観光地の知名度を高めるにはどうすればいいとか、あるいは外国人観光客を招く、もう少し多くの人に来ていただく、あるいは宿泊をふやすにはどうしたらいいかという、そういう具体的な課題を協議する過程で、場合によって

は一元化、あるいは場合によってはもっと別の組織をつくるということがより効果的ではないかということ、必ず協議されるというふうに思っておりますので、そういった方向で組織の強化については考えていきたいというふうに思いますし。また、予算それから補助金等のより効果的な使い方についても、事業や課題に応じてどうすればいいかということについても、より柔軟な対応ができるような形でいけば予算執行ということについて考えていきたいと。したがって、このことにつきましては、来年度からの大きな課題だというふうに捉えております。

今御質問にありました観光振興のための予算についてですけれども、このことにつきましては先ほどから申し上げておりますが、市にとって観光振興というのは非常に大きな政策課題でございますので、郡上市としてできるだけ総合的に観光事業を推進できるような体制を整えていきたいと思っておりますし、そのための事業推進もしていきたいと。

例えば、その柱として一つは、観光施策の推進体制を強化をすること、それからもう一点は通年型、滞在型の観光事業を推進をすること、それから観光施設や設備、そして交通、そういった諸条件を整備すること、こういったことについて、1年、2年では無理かとは思っておりますので、数年の期間を一つの年次と捉えて推進をしていきたいというふうに思っております。

その中で宿泊施設等の改善についての予算にかかわることですけれども、このことについては当の主体である事業者の皆さんがより大きな夢を描いていただいて、その夢を私どもと一緒に協議をしながら、どういった宿泊事業にしていくのか、そのためにはどういう施設の特色が必要なのかといったことについて協議を続けながら、必要な予算措置というのは講じていくことができるんじゃないかというふうに思っておりますので、恐らく来年度はそういったことの準備の段階になるんじゃないかというふうに捉えております。

(5番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 前向きな答弁をいただきましたが、今御答弁の中で商工会等いろんな組織との連携強化ということも申されましたし、来年度からそうした準備をしていく予算、それとか、その議論を進めていくということは非常にありがたいことということを感じております。

新聞紙面によりますと、2日前の新聞、もうちょっと前かな。2日の日に関市が一般社団法人化に観光協会をされるということを決議されましたね。関市ですね。私、郡上市を考えると、この岐阜県でやっぱり1番、2番に値する観光立市というふうにも私考えたいと思いますので。

ですから、再質問いたします。一般法人化に向けて努力をいたしてほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

副市長 青木修君。

○副市長（青木 修君） 一般法人化についても、これは当然協議の過程で出てくる課題になってく
ると思いますので、そうした方向も視野に入れながら、きちんと協議を進めていきたいというふう
に思っております。

（5番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 再々質問でございませぬけど意見を申し上げますが、観光協会の中に今、特
に高鷲だけですね、協同組合という組織がございませぬ。これももちろん興行収入も得られる。しっ
かりとそうした利益も考えられる組織もありますね。

そうした中で郡上市の補助金のあり方、補助金が行くわけですけど、そんなことを考えると、今
からの時代はやはりそうした一般社団法人化して、そうした収益事業を考えながら、そして新たに
賦課金、また会費などを考えられていくとともに、おくれをとらずにやっていただきたいと思いま
すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。3番目でございますけれども、合併特例債の有効的な全額消化策について
伺いたいと思ひます。

市長の施政方針の中にも出てまいります、将来、未来へのための投資というお言葉も出てきたか
と思ひますけれども、これ財源的でいえば、この合特債というものは重要な柱であるということ
を私も前提として思ひます。

そこで、お手元のほうにはお配りしておりますけれども、合併特例債の未消化予定額を将来のま
ちづくりの原資となるよう、一旦市の基金に、29、30年度の分余ると思われる部分を全額基金とし
て積み立てをいたしまして、そしてその後、収益性の持てる組織を組成して、適切に投資をされる
施策を提案いたしたいと思ひます。

この質問の前に1つ確認の質問でございます。田中理事にお願ひしたいわけですが、わかればです
が。約で結構です。28年度はもう大体年度が終わろうとしておりますが、29、30で特例債残額、約
で結構ですが、29、30の使われようと思ふ額を差し引かなくても結構です。その額を答えていた
だきたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 現在、平成29年度の予算編成につきまして、11月中には市長等の
重点施策の協議を経て、今副市長査定ということで向かっているさなかでございます。そういうこ
とでありますので、今の御質問につきましては、財政シミュレーションの参考数値というふう
に受けとめていただきたいと思ひますけれども。

現在、258億5,720万円という発行可能額、全体の中です、これまで使わせていただ

ものを差し引きしますと、約49億円程度これから使っていける額があるわけでございます。

それで財政シミュレーションの中では、現在、この建設地方債の発行額というものは、このシミュレーションで年間25億円というふうに今見立ててございます。辺地とかいわゆる過疎辺地というもう少し有利な起債もございますので、それを勘案をしますと、合併特例債は1年間で15億円、16億円というふうな見通しができます。そうしますと、単純に事務計算をしたところでは、15億円、16億円という残が、平成29、平成30年を経た後に出るということになっていきます。しかし、合併特例債の有利性とあるいは事業の必要性、あるいはその時期の切迫性等を市長が判断されまして、この合併特例債をどのように有効活用するかということはこれからということですので、ただいまの数字は、一つの参考数値として受けとめていただきたいというふうに思います。

(5番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 私が提案するこの案というものは、簡単に言うならば、合併特例債という借金をして、借金をしたお金を基金に積むという案でございます。この手法を使っておるところは、全国にも例が数少ないわけでございますけれども、基金に積むことは可能であり、その基金から何がしかのところへ異動して、そこから投資をしていくということに関しては、投資性が余りにも強いものに関しては総務省が認めてくれないかもしれませんが、私もまだこれはその関係にお尋ね中でございますので言えませんけれども。そうしたことができるならば、そういうふうにする手法をとっていただきたいということを思っております。

なぜこうした特別な目的の資本を新たにつくろうかというのと、例えば財政の資本というものは、もちろん税金そして交付税とか大きな柱がございますね。そしてもう一つは何か。補助金であります。補助金でやる事業というものは性格が違います。例えば民間事業者が、金融機関からお金を借りてやる事業と、市が補助金を得てやる事業では全く違うのがあります。ここを理解していただかなければならないと思います。

まず、民間の事業者がこういう計画をしたいといって資金を調達する場合、融資を受ける場合、銀行さんは、この事業ならもうかるだろう、そして貸してあげても利息として返ってくるだろう、こういうのが普通の投資なんです。これこそ誰もが認めて、株主さんも株を買ってくれるかもしれない事業です。これは本当に波及効果があって、その地域をよくする事業なんです。それが生産活動、経済活動です、民間の。じゃあ、市のやっている事業は補助金をもらってやる。このとき一言えることは、国家予算が通らなければ補助金が来ません。補助金があれば、一回やってほしい、やってほしい、やったほうがええという事業でも、手がかからないままで終わりますね。ですから、補助金をいただくというのは、何かその産業が弱いときに補助金が使われることが多いです。もっともっと伸ばして収益性、経済性のある事業に補助金引っ張ってくるという事業は、なかなか

このごろは、臨交とかそういう事業も薄くなってきましたからないですね。いろんなことに使える事業。

ですから、やはり郡上市は、この公的資金を使って民間と同じような収益性がある事業に投資し、それに賛同する地域、金融機関や地域の民間会社からも株式の資本を得れるような、そういうした魅力のあるそういう会社組織をつくるのが、黙っとってもこの郡上の地域はよくなる。私はそう思うんです。経済も。ですから、一旦、合併特例債が今20億円、使っても20億円と言われましたけども、もっともっと辺地債、過疎債使えば、もうちょっとあるんかもしれません。例えば25億円、それを30年度ぎりぎりに新たな基金に入れる。その基金を一つ、架空ではないですけど、案でございまして、そこに地域ファンド、地域まちづくりファンドというものをつくった。その中にそのお金を入れ、そして金融機関からも資本を入れていただき、そしてそこから例えば産業振興公社へ何億円、そして例えば地域主導型の自然エネルギーのこの発電事業体へ何億円、そして空き家対策に何億円、そういう形で振りまく。

郡上市の元金はどう回収するかということになりますね。66.5%の基準財政需要額になりますから、33.5%の元金。すなわち皆様方からの浄財の税金をどう回収していくかということです。これは事業によっては全く回収しなくても、すばらしくこの郡上の経済もよくなった、環境もよくなったといえ、よっぽどいいですよ。しかし、その元金は、10年たっても、20年たっても、30年たっても、返していただくような仕組みもつくればいいのかもしいです。しかし、そこに魅力を感じて投資をされる金融機関は、元金プラス利息が欲しい。でも、その金融機関こそ地域がよくなって、そしていっぱいお金を積んでくれたり、借りてくれたりする事業体ができれば、金融機関はそれでも1億円、2億円、3億円、もしその会社へ投資しても、ファンドへ投資しても、そのバックがより遅くなっても、金融機関はもっともっともうかるかもしれない、地域金融機関は。

ですから、そこだけを考えていかなければいけないんですが、ここにお配りいたしておりますこのスキーム表のとおりですね。合併特例債で調達した資金を一旦基金に異動して、基金から信託への金銭を入れると。信託の意思決定は地域で創設する委員会、行政が主体にて組成をしたその委員会が、合議制によって指図権者となり投資を実行を決定する。そして投資口は指図に基づき地域のまちづくりに資する事業への出資事業などを行う。基本的には信託受益権の管理を通じて事業のモニタリングを行い、毎年、財産状況の報告を信託会社にてその内容を取りまとめ、各出資組織に行うということができれば、すばらしい使い道になるというふうに考えております。

まだ結論は出ておりませんが、この特例債を基金に入れて、基金から第三セクターの赤字を補填したような町はあります。それは失敗した例に、基金、合特入れた。しかし、一つのルールの中で、合特は元金を返した分だけしか使えないかもしれません。返した分だけしか使えないかもしれません。それはありますけれども、これが30年以降も使われる大きな財源にするためにも、頭の中に置

いといていただきまして、そのときが来れば、できれば、それを実施されたい。いかが思いますでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、幾つかの今の御提言の中で、確認をやりしなればいけないことはあるというふうに思います。まず第1に、258億円ほどの起債の限度枠というのは、当時合併協議会等で検討をされた中で、当時一定のケースによってこれが限度ですと示されたその建設事業等に充てる財源としての合併特例債ということであったようでありまして。当時も出発点において、もう一つ別枠の基金も合併特例債で使ってもいいですよというのがありました。当時やはり借金をして基金を積むということは、借金する借入利息とその基金の運用利息との問題で、どうしても運用利息のほうが低いですから、なかなかその意義を見出すことが難しいというようなことで、そういうことは郡上市の場合には、当初の新市建設計画の中では位置づけられていないという問題がございます。

それからもう一つ、今お話がありましたように、もしこれから郡上市がそういう基金を合併特例債を使って造成したとしても、この合併特例債の基金の活用の仕方は、総務省のほうの通知とかいろいろなものである程度制約されてるんですが、最初は基金を積み立てたら、その基金の運用益の中でソフト事業とかいろいろなものをやりなさいと、こう言われてたということなんですね。それで、これですと、今の御承知のように低金利時代ではまことに非効率な話でありますので、何もできないということでありまして、そういうことで既に平成18年ぐらいにこの合併特例債で基金を積み立てた場合の運用として、取り崩し型の基金という活用の仕方も認めてくれという地方公共団体側からの強い要請があったようでありまして、総務省は考え方として、その取り崩し型の活用も結構ですよという見解は示したんですが、ただしここに条件がついていまして、取り崩しをする場合には、その借金をして積み立てた基金のうち、先ほどお話があったように、既に元本を償還している部分、その部分だけ、その範囲内において徐々に取り崩すということについてはいいんじゃないですかと、こういうふうになってるようです。そういうことでありますので、多分そういうことも見越してというお話だろうとは思いますが、一時的に財源を留保するためにぼんと積んでそれを一挙に出すと。償還がまだ終わってないのに取り崩すということはちょっとできないだろうというふうに思います。

それからもう一つ、基金として積み立てたものの、基金の活用というものの方途についても地方自治法とかいろいろなもので制約がありまして、基金は有利かつ確実な運用方法をしなければならないというような中に、金銭信託というものはちょっと難しいのかなというあたりのところがありますので、金銭信託というのは研究の余地があると思います。

地方自治法の中に普通地方公共団体の財産は信託をしてはならないという条文がございます。それでこれは御承知のように、後ほど一定の条件を持った土地信託はいいということになっておりま

すので、基金に積んで金銭信託をするっていう運用の仕方はちょっと難しいのかなというあたりのところを今の段階では思っていますが。いずれにしろ、御指摘のように合併特例債はそのほぼ3分の2が交付税財源、基準財政需要額に算入されるので貴重な財源だと思っております。

これの一つの考え方は、先ほど田中理事が説明しましたが、予算の組める年度は29、30年度ですけれども、かなり30年度あたりにある程度の事業を繰り越しを覚悟で組むことによって、未収入特定財源という形で31年度に繰り越して、合併特例債として扱ってもらって活用するという方法もあるだろうというふうに思っておりますので、あれやこれやいろいろのことを検討しながら、今後予算編成を進めていきたいと思っておりますし、いわゆる出資と、地方公共団体の出資による事業の活性化ということは、非常に大切な視点だと私も思っているところでございます。

(5番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 私、合併特例債に限って申し上げましたけど、もしこれ可能ならば、何かの手でできればいいかなと思っております。

他方、この合併特例債を使わなくても、市が資金を単独でやわって、そして地域の金融機関、地域の民間会社とともに出資ができるような魅力のある組織をつくることは可能であります。それによることによって、本当にその事業体、事業体へ投資される方が真剣に考えて、まちづくりというものがおのずと進んでいくんです。行政がやるような仕事と言ったら失礼ですけども、それでお金とか経済がどんどん生まれてくるという仕組みは、なかなかない。郡上市の予算よりも民間のこの経済、民間の郡上市の人たちの動かしているお金のほうがずっとずっと大きいんですから、やはりそれを動かすための、ぐぐつと動かすと、底から。そのためには、この合特が使えなくても、ほかの資金を投入してでもやるべしというふうに考えて、意見を申し上げて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(渡辺友三君) 以上で山川直保君の質問を終わります。

◇ 原 喜与美 君

○議長(渡辺友三君) 続きまして、3番 原喜与美君の質問を許可いたします。

3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。3点ほど質問をさせていただきますが、よろしく願いをいたします。

まず最初に、里山、里川の維持、集落存続のための国庫支出金制度の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

近年、担い手不足また経営者の高齢化などで離農者が増加をいたし、集落の維持が困難な状況と

なっております。市としても、そうしたことから集落営農の体制づくりのため、いろいろな施策を講じていただいております。

一方、政府では、これらの農村存続のための中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度、また人・農地プランなどの作成で中山間地域の集落維持につなぐ施策を打ち出しております。それらの施策に対する市の取り組み状況について伺いをいたしたいと思っております。

これらの制度につきましては、まさに郡上市のような中山間地域においては絶対必要不可欠な制度事業であります。関係する集落にとっては本当にありがたい制度事業であります。

昨年度の金額ベースをみますと、中山間地域等直接支払制度の事業におきましては、1億4,598万円、これをまだ超えますが、多面的機能支払交付金制度事業におきましては8,932万円何がしということで、市からは4分の1の負担を必要としますので、郡上市としても5,880万円以上の資金を拠出いただいておりますが、いずれにしても、多額の交付金を受けまして集落への支援をしていただくとということで大変ありがたく思っております。

そこで、私は昨年度の地域別、今は金額のベースですが、地域別の取り扱い面積をお尋ねをいたしたいと思っております。担当部長よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） お答えいたします。

郡上市では農業、農村を維持していくために、国の施策を活用しながら、積極的な取り組みを行っております。その内容につきまして、人・農地プランも含めまして御回答いたしたいと思っております。

人・農地プランでございますが、この制度につきましては平成24年度から開始されたものでございまして、5年、10年後の地域の集落が抱える問題に対しまして地域の皆さんで話し合いながら解決策を見出し、将来の地域農業の設計図を策定していただくものでございます。

話し合いの中で農地の貸し付けを希望される農家が多い場合には、農地中間管理機構を通じまして農地の貸し付け、集積を進めますし、また担い手を確保することが難しいという集落につきましては、集落営農組織を設置する取り組みを支援しております。

昨年度、こうしたことにおきまして、農地プラン策定を進める中で重点地区に指定しました大和町の下栗巣地区におきまして、地域農家27名で組織する農事組合法人を設置しております。

プランの策定数ですが、昨年度までに15地区、ことしは2地区で策定されまして、現在17地区となっております。

地域別の内訳でございますが、八幡が1、大和が1、高鷲が2、美並は5、明宝が6、和良が2となっております。南部地域と比較しまして北部地域が少ない状況でございますが、これは北部地域では、農業経営が積極的に取り組んでおられる個人農家の方が多いことというふうな裏返し

あるかなというふうなことも感じておりますが、いずれにしましても、高齢化は進行しておりますので、市域全域でプランの策定を積極的に推進していくこととしております。

今年度でございますが、北部地域の石徹白、白鳥町石徹白地区を重点地区としましてプランの策定を推進しておりますし、前谷地区、そして那留地区などでも農協等の関係機関と一緒にになりながら、プランの推進をしているところでございます。

次に、中山間地域等直接支払制度でございますが、これは耕作条件が不利な中間地域において農業生産活動を継続するために、国、県、市とで支援を行っているものでございます。平成12年度からこの制度は開始されておまして、昨年27年度から5年間ということで、第4期対策が開始されております。

27年度市内では169の協定が取り込まれまして、協定面積は1,187.2ヘクタールとなっております。28年度において2協定が加わりまして、現在は171協定、協定面積は1,198ヘクタールとなっております。

これが地域別の状況ですが、八幡が32協定で面積が199.7ヘクタール、八幡地域内の田畑の農振の用地に占めるこの協定面積の割合ですが、44.6%となっております。

大和につきましては、30協定の182.4ヘクタール、割合は49.5%、白鳥が13協定の面積が259.4ヘクタール、38.3%、高鷲が31協定の面積が109.2ヘクタール、17.5%、美並が23協定、面積161.4ヘクタール、76.0%、明宝が25協定で面積が113.3ヘクタール、88.0%、和良が17協定で面積が172.6ヘクタールで78.4%となっております。市域全体では44.7%ということで、これはちょっと資料のほうを県のほう問い合わせましたが、県のほうの農振の用地の面積が22年ということでちょっと古いですので、割り算して確かなものでは、比較がちょっと難しい部分がございますが、県は14.1%でございますので、これと比較しても郡上市は44.7ということで、大変たくさんの取り組みがされておるといえるのではなかろうかと思えます。

次に、多面的機能支払交付金制度のほうですが、これは地域の農業、水路、農道などの維持管理活動を支援するものでございます。27年度で115組織が取り込まれまして、面積は1,528.7ヘクタールとなっております。

地域別の状況でございますが、同じく27年度でございますが、八幡が26組織で面積が215.9ヘクタール、農振の用地に占める割合は48.2%、大和が20組織で面積が247.4ヘクタール、67.2%、白鳥が15組織で面積が383.3ヘクタール、56.6%、高鷲が17組織で面積が299.7ヘクタールで48%、美並が14組織で面積が125.1ヘクタールで58.9%、明宝が12組織で面積が118ヘクタールで91.7%、和良が10組織で面積が139.2ヘクタールで63.2%となっております。市域全体では57.1%とこれも高い取り組みとなっております。県のほうが全体で42.3%ですので、県よりも大きい取り組みとなっておりますので、よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。ただいまの報告によりますと、全体ではかなりの取り組みをしていただいとすることで感謝を申し上げるところでございますが。内容を見ますと、かなり地域によってばらつきがあるようなふうにも感じます。多いところでは90%以上、少ないところでは17%ぐらいというようなことで、これにはいろいろな要因があるかとは思いますが、これらの事業支援は先ほど申し上げましたように、大変集落維持には必要なことでありまして、この地域も取り組んでいただきたいということを思います。

今、旧町村単位の報告を受けましたが、さらにこれが地域の集落に入りますと、またばらつきがあるのではないかなということも感じます。

そこで、こういった事業に取り組むには、やはりその地域にリーダー的な存在の人がいないと、なかなか取り組んでいただけないということを思います。そうした点から地域の自治会長さんあたりを中心にされまして、その地域でのリーダー養成というものも指導をしていただいて、こうした制度に積極的に取り組んでいただけるような地域をつかっていきたいというふうなことを思いまして、きめ細かな指導体制の強化を要望するものでございます。

特に今申し上げましたように、取り組みの少ない地域におきましては、自治会長さんあたりに御相談をしていただいて、地域のリーダー養成ということにお骨折りをいただきたいというふうに思っておるわけでございます。

ただいまの報告によりますと、郡上市は、県下の平均よりもかなり高い数字ということでこの努力には感謝を申し上げますが、そこでこの実績に満足しないで、貪欲に里山維持の集落存続のためにさらなる努力をしていただきたくお骨折りをお願いしたいと思いますが、要望いたします。もし御答弁いただければ、御答弁いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） お答えいたします。

先般12月3日、先週の土曜日でございますが、2016「守り！育て！攻める！ 郡上の農業」と題しまして、郡上市農業振興大会を開きまして、議員の皆様もたくさん御出席いただきましてまことにありがとうございます。

その中で講演で名古屋大学の名誉教授の竹谷先生のほうからも経営の関係について農業経営を考えるというような題で講演いただきました。その中で郡上市における数値的なものを分析いただきまして、担い手というものが大事であり、経営する人を釣っていかなければならないということが郡上にとって課題ですよというふうな御提言をいただいております。

こうしたことも踏まえまして、地域におきまして、振興事務所等も通じまして、自治会長会、農事改良組合長会等も通じまして、こうした中間地域直接支払制度ですとか、多面的支払交付金制度、人・農地プランにつきましても積極的に進めていきたいと思えます。

幸い両制度につきましましては平成27年度から法制化されまして、安定的に今後こういった制度が継続できるということになっておりますので、2つを一緒に合わせた取り組みを特に進めていきたいと思えます。通常の水路ですとか、農道などの修繕かつ維持管理につきましましては、多面的を使いまして、中山間地ならでは獣害対策ですとか、広くいえば地域文化の伝承活動、こういったものも制度が使えますので、こういったものでやるように、地域に入って制度に取り組んでもらうように進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。これからますます里山の集落におきましては厳しい状況が控えておるといふ状況でございます。今部長よりお話ありましたように、これからはますますこの事業等に取り組んでいただきまして、集落存続のために御努力いただくことを要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次に、市の未登記公共用地の状況をお尋ねをいたします。

道路工事や公共施設建設等のための公共用地取得に係る市の買収用地について、その土地の所有権移転登記手続が完了をしていない、いわゆる未登記公共用地が存在するの否か、これをお尋ねするわけでございます。また、存在するとすればどれほどあるのか、またどのような理由で所有権移転登記手続がおくれているのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

なお、直近の案件で手続がおくれているという場合は、これはやむを得ないことであるので、それらを除いてあればお答えをいただきたいと思えます。担当部長よろしくお願ひします。

○議長(渡辺友三君) 原喜与美君の答弁を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) では、未登記の公共用地についての質問であります。未登記の案件については、市道のほうで存在しておりますので、市道の未登記について回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

市への所有権移転登記が未了となっている土地については、合併当時の平成16年度に各振興事務所に聞き取った結果として、多くの未登記の筆が存在しております。未登記筆のこの発生した要因につきましましては、町村合併前は特に町村道の維持管理の修繕ですね、ここで一つ一つの箇所等の維持修繕の工事において、特に権利の登記に関する認識が希薄だったこととか、工事を優先して早く修繕するというような状況で後回しにしたということが一因にあると思っております。

当時合併、補助整備事業等でそういう道路を換地処分の地区に編入してそれを整理したというような条件で整理された案件も多々あります。そういうところでこの未登記解消のための合併後の平成17年度から市道未登記処理事業としてその処理に当たっております。

近年の実績なんですが、平成26年度には2,011万8,000円、平成27年度には2,003万1,000円の予算で、筆数としては平成26年に198筆、平成27年度には113筆の未登記処理の処理を行っております。平成28年度も今事業のほうを継続して行っております。なお、その17年度から27年度までの11年間の処理実績は2,136筆の処理をしております。

それでその処理に当たる未登記路線の選定は、振興事務所の意見とか地元の要望とか、そういうとこの意見をもとに順次計画的に進めております。その事務的な手順としましては、まず路線の各筆の調査を行いまして、登記名義人及び土地所有者の確認を行うと。次に現地測量を土地家屋調査者もしくは測量業者に委託しまして、土地所有者立ち会いのもと道路敷と民地との境界並びに沿線の一筆一筆の境界確定を行うと。そして現地測量をもとに丈量図と法務局へ提出する地積測量図を作成しまして、分筆が必要なものは分筆登記を行った後、寄附原因による登記名義人から市への所有権移転を行い、その後公衆用道路等への地目変更登記を行うというような流れの事務の手続を行っております。

この未登記処理事業は、地権者による現地立ち会いや相続の確認などの事務処理が発生するわけで、1路線の処理にもある程度の時間が要するわけでございます。また、17年に不動産登記法の改正によりまして、測量の方法が厳密になりまして、分筆登記をする際、高い測量技術と知識が要求されるようになったため、時間と費用がかかるのも要因になっております。このため、大体年に今のところ200筆程度しか処理できませんけども、年をとるごとに相続問題などにより登記困難になることが予想されますので、できるだけ早く解消すべく努力しておりますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。今報告によりますと、未登記の公共用地について何件かあるという報告でございました。解決の難しい諸問題があって登記できない案件について、今部長からもお話ございましたが、時間をかけて処理していくというそのほかにはないようにお聞きをいたしました。私はそれらの案件について、その土地の固定資産税の課税免除等の手続はどのようなものか、これもお尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長(渡辺友三君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 登記困難な原因としましては、相続発生から相当年数が経過しておりますので、相続が何代にもわたり、相続人が多人数に及んだり、行方不明になっているなどの相続

問題が主に考えられますが、現在の法のもとでは、相続人一人一人に承諾をいただくほかなく、市としても相続人等に対し地道に調査や交渉に当たるしか方法はありません。

なお、町村合併後においては、登記が市に移せない土地がある場合には、未登記のまま工事を進めることはなく、新たに未登記の筆が生ずることはありません。それで未登記の筆のうち、現在まで判明してる筆については、税務課に固定資産税の課税除外申請を行うことにより課税除外となっております。また、課税除外措置のされていない筆が新たに判明した場合は、できるだけ早目に市へ所有権移転登記を行うか、また諸般の事情により直ちに移転登記ができない筆に当たっては、同様に課税除外の申請を行っております。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。いずれにしましても、未登記の分につきましては、やはり税法上の措置もしっかり対処していただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

今の部長のお話の中に、法的ないわゆる相続問題、これが一番の問題で厄介でなかるうかと私も思います。時がたてばたつほど、相続問題につきましては厄介な問題ということになってまいりますが、法の改正等をしなければ、市単独ではいわゆるどうしようもならないというような案件がもしたくさんあるというような状況でしたら、恐らくやこの問題は、他の市町村また他の県においても郡上市だけではないと思いますが、そうしたことがあるとすれば、他の市町村または県とともに、中央へ向けて法の改正等、公共関係の事業においては、何とかこういう点の未登記がいつまでも続くことのないようにというような働きかけがしていただけるならば、そういった運動も起こしていただきたいということもと思いますが、その点、答弁がもしいただければよろしく願いたいと思います。

○議長(渡辺友三君) 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長(古川甲子夫君) 市等の担当者会議とか課長会がありますので、そういう中で意見を出しながら、他市の状況も勘案しながら、意見を吸い上げて、意見の統一とか、そういうのでまた要望等していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(3番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 3番 原喜与美君。

○3番(原喜与美君) ありがとうございます。ぜひいつまでもこうした問題が残らないように、時間はかかるとは思いますが、地道に解決に向けて御努力いただきたいと思いますが、よろしく願いを申し上げます。

これにてこの案件についての質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、長良川鉄道の関係でございますが、長良川鉄道につきましては、先ほど山川議員からもいろいろと質問がございました。私はこの長良川鉄道の中の観光列車「ながら」の停車駅周辺の観光開発整備とその地域の活性化ということで、停車時間を利用した乗客の皆さんに観光を楽しんでいただきたいと、そういう点から御質問を申し上げたいと思います。

長良川鉄道の市内沿線には23の駅がございまして、全線の半分近くは市内を走っているという状況でございます。

また、ことし4月運行を開始しました観光列車「ながら」の停車駅は、市内に5カ所ありまして、まさに郡上市のための路線とも言ってもいいほどの鉄道でないかとありがたく思っております。

長良川鉄道は学童の通学など地域には欠かすことのできない市民の足ですので、存続のため市としても応分の負担金を拠出しながら、長良川鉄道の維持を図っておられるところでございます。

そこで、長良川鉄道の収支が改善されれば地域も潤い、また市としても負担の軽減につながるということで、私はその駅周辺の観光のことを今からお話し申し上げたいと思うわけでございます。

大いに、民活という言葉を使いましたが、市民の協力、いわゆる市民力を生かして、駅周辺の観光開発を行い、観光客を増加させる取り組みが必要と考えるわけでございます。先ほど山川議員のお話にもありましたように、観光「ながら」は満席ということで盛況を誇っておられますが、その皆さんが列車に乗っただけで終わるのじゃなくて、駅をおりていただいて郡上市のよさを知っていただきたい。そう思うわけでございます。

先ほど市長さんの答弁の中にも、千葉県はいすみ鉄道の鳥塚社長のお話がありました。私もその講演を聞かせていただきましたが、いすみ鉄道も長良川鉄道のようないわゆるローカル列車とローカル線というようなこととお話しされておりましたが、都会の皆さんにとっては、この田舎のローカル線それ自体が観光の目玉であるということで楽しみに見えるということです。我々はいつも見ておりますので余り目新しく感じませんが、都会の皆さんから見ると、これが新しく見えると、新鮮に見えるということでございまして、現在あるものを観光資源として都会の方々に楽しんでいただくということが得策であるというふうに力説をされまして、長良川鉄道は磨けば磨くほど魅力のある鉄道だ。だから地域を挙げて観光客誘致に取り組むべきだよというふうな御提言も先生から言われました。特に今お話を申し上げました観光列車「ながら」はよい発想だということで、鳥塚社長も褒めておられました。

そこで本題に入りますが、観光列車「ながら」の乗客を中心に停車駅でおりていただき、次の列車が来るまでのいわゆる待ち時間に駅周辺の観光散策をしていただけるような対策を講じる必要があるのではないかと感じるわけでございます。

幸いにして駅周辺には、郡上市ならではのいにしへの文化かおる施設や風景がございまして、それらを見ていただければよいわけでございまして、特別に何かをつくることはなくてもいいわけでござ

ございます。

例えば列車のダイヤを見ますと、八幡駅では、次の列車出発までに約1時間の待ち時間がございます。その間にお城や博物館またはやなかの小径など、町内の見物をしてもらうそういった場所がたくさんございますので、それらを見物してもらうための交通手段やガイドなど、いわゆる市民力を生かして乗客の皆さんを駅で待たせないよう、また飽きさせないような、その待ち時間の最大活用を、地域のよさを発信することによって、長良川鉄道の「ながら」を利用されるお客様に鉄道もよかったが地域もよかったよということで、またロコミでPRもしていただければありがたいということで、鉄道の列車の食事がおいしかっただけでは終わらないで、私が申し上げたかったのは、せっかく郡上まで来ていただけるならば、八幡ならば今申し上げましたように待ち時間を利用すると。

特に、私、1時間の待ち時間があると言いましたが、八幡駅につきましては、待ち時間のみに終わらず、1泊でもしてもらいたい。そして次の日にゆっくり帰っていただくということで、お客さんにはゆっくり郡上を満喫していただく。いわゆる長時間滞在をしていただきたい。待ち時間の1時間ではちょっともったいないと思いますので、そうした1泊してもらってゆっくり郡上で過ごしていただくようなそういう状況がつかれないかなということを思っておるわけでございます。

沿線の大和駅については、古今伝授の里や道の駅がございます。

また、特に北濃駅でございますが、北濃駅は終着駅ということです。終着駅というのは、もちろん皆さんも御存じのように各路線には1カ所しかございません。その1カ所の終着駅が北濃駅ということで、単なる長良川鉄道の北濃駅というだけでなく終着駅だということを私はアピールしていきたいというふうに思っております。

北濃駅には日本で2番目に古い転車台がございます。また、長滝神社やそれから今開発されておりますいろいろな施設が集まる道の駅、そしてちょっと離れますが、阿弥陀ヶ滝等々、白山文化の里を満喫してもらう地域でもございます。幾らでもそういった観光資源がございますので、それら地域の皆さん方と力を合わせて、官民一体となって地域おこしを実現できるよう願うものであります。

先般、新聞記事を読んだわけでございますが、長良川鉄道では電気自動車の貸し出しを2台行うということで、今は試験的に関の駅に配置をされておるようでございますが、そのうちの1台を何とか八幡か北濃駅へお借りできないもんかというようなことも私思いながら新聞を読ませていただいたところでございます。

いずれにしても、駅周辺の地域の自治会や観光協会と協議を重ねいろいろな施策を提案し、その活動事業が軌道に乗るまでの市の人的支援または金銭的な支援、ノウハウの支援、そういったものを要望するところでございます。市のお考えをお尋ねをいたしたいと思います。担当部長、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま「ながら」の待ち時間を利用した観光振興等とそういう御提案でございました。待ち時間を利用した等のも含めまして、今行っております観光振興施策、これについてまず御報告を申し上げます。

まず、観光列車おもてなし事業としまして、白鳥駅におきましては、7月、8月の夏の間、そして郡上八幡におきましては、運行開始日から今もやっておりますけども、観光列車運行の毎週金、土、日、祝日、これに観光案内所を開設しまして、いわゆるおりた方に対して情報提供、町の概要の御説明あるいは観光スポットの御案内あるいはバス、タクシーなどの案内をしております。これはいわゆるそこでの駅でのサービスとサービスの向上とそういう取り組みでございます。

また、郡上八幡におきましては、地方創生加速化交付金を使いまして、「ながら」の利用客にしまして、郡上八幡駅から八幡の町なかへの観光案内、これをずっと11月末まで、4月の下旬から実施しております。

11月末までの実績が、61グループで189人というそういった御案内を差し上げておりまして、12月末までこのサービスは続けるというふうに、実際、今でもやっているとそういうことでございます。

また、少し待ち時間と違うかもしれませんが、周辺の観光地との連携ということで下呂温泉との連携ということで、下呂温泉にお泊まりになった方が「ながら」を利用される場合には、下呂温泉から郡上八幡の駅まで無料のバスを出しているというそういった、いわゆる付帯サービスといえますか、そんな付加価値を高めるサービスもしておりまして、これにつきましては11月末までで34件で84人の利用がございました。そういったこともしております。

また、大和につきましては、古今伝授の里フィールドミュージアムでは、予約制によりまして郡上大和駅まで送迎をしまして施設を見てもらおうと、そういったことも既に行っております。

また、少しこの「ながら」に限定した話でないですが、長鉄を利用した新しい試みということで、郡上八幡駅発のサイクリングという企画がことしの春から出ておりまして、これ民間の方がやっておられるんですけども、いわゆる八幡駅からサイクリングでみなみ子宝温泉駅、あそこまで名所を見ながら下って行って、希望者は温泉に入ってもらって、あと移動は長鉄、長良川鉄道で郡上八幡へ帰ってくると。それはいわゆる自転車を列車へ持ち込んで帰ってきてもらおうと、そんなような新しい試みもございます。これは4月から11月までで125人の参加が当市の方も含めてあったということです。

あと今後の話になりますけども、観光列車「ながら」を使いましては、来年1月、2月に舞妓ランチ列車及び舞妓カフェ列車そのものが6便、そして2月から3月にかけては、地酒ランチ列車と地酒おつまみ列車2便、こういった運行も決めておまして、現在、長良川鉄道のほうで予約を受け付け中でございます。

また、今、御報告ですけども、八幡駅も大規模改修中ということで来年春には完成予定でございますので、駅自体がいわゆる観光資源化というか、いわゆる楽しみを持って見てもらえる、そんなふうにも今改修中でございます。

このように観光列車「ながら」及び長鉄を使った誘客事業というのは幾つか取り込んでおまして、今御提案ございましたように、今後いろいろと駅周辺の資源を使った観光振興策は、これからもいろいろとアイデアを出して進めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、北濃駅のことでもございますけども、これにつきましても、いわゆる今終着駅としての魅力をアピールして観光振興というそんな御提案いただきました。これにつきましても、いわゆる北濃駅、あるいは北部のほうを使いましたそんな事業を少ししておりますので、取り組みをまず御報告を申し上げます。

これは、白鳥地域で1泊のツアーと高鷲地域のほうにも1泊のツアー、これがいずれも白鳥駅あるいは北濃駅を基点として出ていくツアーというのを今シーズンやっております。

例えば観光列車「ながら」で北濃駅に着きますと、パワースポットめぐり石徹白コースというふうに名前を打ちまして、白山長滝の神社周辺及び白山文化博物館、阿弥陀ヶ滝をめぐって白鳥の町なかの旅館で泊りまして、翌日は石徹白の中居神社、そして白鳥道の駅を訪れる。そんな1泊2日のツアーも行いました。これは11月まで行いましたが、実績は2件6名で十分ではなかったと思いますけども、新しい試みを行ったということでございます。

また、高鷲におきましても、北濃駅から出発しまして開拓記念館、分水嶺公園等をめぐりまして、レインボータワーへ泊まって、そんなツアーもしました。そういう取り組みをしております。

また、郡上市の観光連盟におきましては、誘致委員会という委員会を持っておりますけども、先般も北濃駅を訪れまして、転車台の観光利用ということについても検討を始めたというふうに聞いております。

最後に、EVの実験導入ということでございますが、関駅でのEVの実証実験は、岐阜県が実証実験の受け入れ先を募集したところ、長良川鉄道さんがそれに応じられまして、今実施していると、今進行中でございますが、そのように聞いております。ことしの12月末まで実証実験中でありますので、その成果に注目して郡上でも検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 3番 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） ありがとうございます。今お聞きいたしますと、いろいろな方策を練っておられるということでありがたく思っておりますが、なかなか市民の皆さんも細かくまでちょっと知られていないのではないかなということも今感じながら報告を受けさせてもらいましたが。市民の皆さん、広くその辺の今取り組んでみえることがわかるような何か方策をしていただければありがたいなど。

先ほどの案内の八幡の町内案内ですが、これは歩きながらの案内なのか。

（「歩きながら」と呼ぶ者あり）

○3番（原喜与美君） そうしますと、歩くというと時間がかかりますので、私はその交通手段等を検討をしていただいて、今は八幡のお話をしておりますが、北濃地区になりますと、特に歩いてっは時間がかかろうかと思っております。その今のEVの話は、もう期間が過ぎちゃったのかな、これ。まだ試験中かと思ったんですが、お願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長。

○商工観光部長（福手 均君） 関のEVにつきましては年末までやっておりますので、そのことについてはまたよく調査してまいりたいと思います。

（3番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 原喜与美君。

○3番（原喜与美君） もし借りられたら、先ほど言いましたように、八幡駅かもしくは北濃駅に試験的に利用させていただければありがたいなということを思いますので、そういったお骨折りを要望いたします。

いずれにいたしましても、観光客の皆さん方に大勢来ていただかないと、市民の皆さんが幾ら長良川鉄道に乗ったとしても、収支を改善するにはかなり難しいかと思えます。どうしても観光客の皆さん方に頼らざるを得ないのではないかなということで、今部長のお話の中にも観光客ふやすお話はたくさん出ておりました。

私は観光客がせっかく列車で見えるんで、先ほど言いましたように、地元でおりていただいて地元のよさを知ってほしい。そこに力入れたいということで、特にその点につきまして、今後もよろしくお願いを申し上げ、そういった力のグループが出てきましたら、そのグループに対しては、市からいろいろな意味での支援をしていただき、軌道に乗るまでしっかりとサポートしていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

これで全ての質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） これで原喜与美君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時30分といたします。

(午後 2時20分)

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 田 中 康 久 君

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君の質問を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

本日最後ということで、大きな声で質問したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

まず、今回は大きく地方創生関連で2問、教育で1問質問いたします。よろしく願いをいたします。

1点目は、情報基盤の整備と活用についてであります。

郡上市のひと・まち・しごと創生の総合戦略の中でも、特に若い世代のアンケート調査を見ますと、郡上市に帰ってこない、残りたくない原因の3番目に、情報通信基盤の整備のおくれというのが書かれております。

私は、これは地方創生にとって必須であると考えておりますので、以下、担当部長にお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

まずは、テレワークについてであります。

今現在、進められてるテレワークというのは、一部の人が限られた時間に行うという従来のテレワークとは大きく異なっております。亀山町を初め、政府が推進するふるさとテレワークと従来のテレワークは似て非なるものがあると考えております。

1つ目は、移住・定住促進という観点、2つ目は、人材誘致と社会への波及効果という観点があると考えております。

1つ目は、文字通りの意味でありますけども、ふるさとテレワークが進めるITベンチャーの誘致やサテライトオフィスの誘致、テレワーカーの誘致や育成は、まさに人材の誘致であります。

技術力を使って市内の小規模校が、東京青山の学校と合同授業を行ったりすることができる。また、クラウドソーシングで、市外に出た大学生に、郡上のサテライトオフィスが受注した仕事発注して、名古屋や東京にいながら郡上とかかわれる仕事ができる。それにより、Uターンにつながっ

たり、ふるさと郡上といつまでもつながっていくことができるという新たな社会をつくっていく。こういう意味もあると思います。

また、先日、子育て世代の皆さん方に集まっていたいただいた会議の中でも、市長にもお忙しい中来ていただいた会議の中でも、お母さん方が子育てをしながら、自分たちでお金を稼いでいきたいというような声も多々見られました。

いろんなお話を聞く中で、専門家の皆さんにお話を聞くと、今のクラウドソーシングでどういった仕事があるかという、子どもたちに、「リンゴ」と子どもの声で言ってもらうと、それで一声幾らとかという、そういう仕事があるようであります。まさにいろんな人がかかわられていく分野だというふうに思います。

そういうわけで、ふるさとテレワークは、大胆に力を入れていくべき分野であると思いますけども、現状と今後の方針、目指すべきゴールについての考え方を担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（渡辺友三君） 田中康久君の答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） それでは、お答えしたいと思います。

郡上市のテレワーク事業の現状と今後の展開ということでございますけど、テレワーク事業につきましては、平成27年度に、テレワークのまち推進事業といたしまして、八幡町の愛水舎を一部改修しまして、モデル・テレワーク・ハウスを開設しました。

その目的につきましては、サテライトオフィスの誘致のための発信拠点としまして、テレワーカー等の受け入れ態勢を整えるというものでございまして、27年度におきましては、このモデルハウスにおきまして、県外のエンジニア、クリエイターを対象とした移住体験ツアーを実施しておりますし、市内の事業者、市外のエンジニア、クリエイターによる交流会等も開催しております。

今年度も、引き続きまして、市内の事業者や市外のエンジニアやクリエイターとの交流会を実施する予定となっております。

今後のことでございますけれども、現在、テレワークのまち郡上推進事業の委託先でありますNPO法人HUB GUJOにおきまして、総務省の補助、これ、ふるさとテレワーク推進事業でございますけど、これを受けまして、旧の愛水舎を改修中で現在ございまして、シェアオフィス、コワーキングスペースを整備してございまして、29年2月には整備が完成しまして、5企業がこの施設を利用するというふうな開始の予定になっております。

来年度以降につきましては、こういった誘致した企業と連携しまして、今考えておりますのが、少子化や高齢化に対応した教育システムの推進、あるいは高齢化や過疎化に対応した医療システム、そういったところにこういったクラウドソーシングやICTを活用した事業が提案できないかというようなことで、病院や、あるいは教育委員会等についての提案を行っていきたいというふうに考

えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 6番 田中康久君。

○6番(田中康久君) まさに社会を変えていく重要な技術にもつながっていくものですので、よろしくお願ひしたいと思います。そういった取り組みを行う前提として、光ファイバーを使った高速通信というものが絶対的に不可欠であるというふうに考えます。

市も、そういう方向性を持っておられると思いますが、具体的にいつ行うのか、今後の計画についてお聞かせ願ひします。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長(三島哲也君) 光化の問題がございますけど、今後は、光化が主流になっていくのではないかというふうなことを考えております。4K、8Kの放送対応、それからICT技術者や企業を誘致し、また、テレワーカー等をもっともっと郡上市に呼び込むためには、情報通信基盤の光化というのは、整備は今後も必要になってくるのではないかというふうに考えております。

現在でございますけど、こういった光化にした場合、それから現在行っておりますHFC方式、同軸光ファイバーを維持した場合の経費比較、そうしたことを今検討しておりますし、光化にする場合の財源等についても、こういったものがあるかっていうことを検討しておるところでございます。

来年度から、総務省の新たな事業としまして、4K、8Kの推進で、条件不利な地域についてのケーブルテレビ網の光化の支援事業というのが始まるということをお聞ひしておりますので、こういった補助事業を活用しながら、光化に向けて何とか早い時期に方向性を出したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 6番 田中康久君。

○6番(田中康久君) 今の総務省の補助金次第でありますけども、来年か再来年に行うということではよろしいでしょうか。

○議長(渡辺友三君) 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長(三島哲也君) 今聞ひておる情報ですと、まだ来年からということで、補助事業の全体の予算額等々が、まだそんなに多くないということでございますので、まず、そこらのほうに手を挙げて、すぐに全部ができるというわけではないんでございますけど、まず、来年度、そっこのほうに手を挙げて、まずできないかというところから取り組みたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(6番議員挙手)

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） ありがとうございます。

続きまして、無線LANの整備について質問をいたします。

総務省の設置した検討会議によると、無線LANの整備については、幾つかの課題が挙げられておりまして、まさに郡上市にそのまま当てはまっておりますので、幾つか紹介をさせていただきます。

1つ目は、観光や防災の観点から、Wi-Fi環境整備に関心のある自治体は多いが、一部の先進自治体にとどまっている。2つ目としては、観光拠点や防災拠点は多数に上り、限られた財源やバックホール回線の整備状況等も踏まえ、優先的に整備すべき箇所を絞り込む必要がある。3つ目といたしましては、民間の施設所有者へのWi-Fi環境整備が、それぞれ独自の取り組みとして進められている。

また、そういうことを踏まえると、無線LANの環境整備には官民連携がこれから必須になってくるということが、総務省としては、そういう課題が挙げられておりますけども、これ、まさに郡上市の現状にも当てはまってるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、公共施設の今後と民間施設の今後について、助成についてお伺いしたいんですけども、一遍に、答弁でもよろしいので、よろしくお伺いしたいんですけども、まず、公共施設についてですけども、避難所等で、これで情報を、長い避難生活でそういった不幸なことが起こった場合に、情報を得る手段が、無線LANというのは大いに活用が望まれますので、まさに防災としても必要だというふうに思いますが、公共施設の防災関連に絡めた無線LANの整備について、どう思われるか。

また、先ほども、午前中にも宿泊施設等のWi-Fi環境の整備についての助成というようなお話もございましたけども、民間施設との協働で、どのように行っていくかについて、それぞれお答えを願いたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（渡辺友三君） 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、Wi-Fiにつきまして、お答えをさせていただきます。

Wi-Fiの設備につきましては、異なるメーカーの機器間での相互接続性が保証されていますので、コンピューター、スマートフォン、タブレットなど、多様な機器が無線LANを利用して、アクセスポイントを経由して、インターネットに接続できると、こういう特徴がありますので、災害時における避難所等へ整備することの、やはり意義はあることと思います。

ただ、一方で、防災対策でいつも申し上げるわけですが、公でしっかり支え責任を持って対応する分野と、また一方で、個人や自主防災組織として対応していただく分野というものがある

と考えるわけでございますけれども、携帯電話やEメール、それからスマートフォンを使ったインターネット電話などが非常に普及しておる中でいけば、まずはこれらの環境の中で、個人による必要な情報通信も十分に可能であろうというふうに言えると思います。

そうした中でいけば、一方ではセキュリティー、モラルの問題も抱えている中で、まず、市としては、公としてしっかり責任を持っていく分野を設備していく必要があるということで、ちょうど現在、指定避難所の中で、34施設におきまして、特設公衆電話というものを今整備したいということで、取り組みを進めております。

こうしたものを、まずしっかりと設備をいたしまして、そして、さらにこれからの需要とか必要性が生じてくるというふうに見込まれますので、その次の段階として、ただいまの御指摘につきましても、十分検討させていただきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 観光分野での現状及び取り組みについて、御回答申し上げます。

訪日外国人、インバウンドの拡大を図るには、Wi-Fiというのはもうなくてはならない、そういう課題というふうに思っております。

現在、観光関係の整備状況で申し上げますと、道の駅は8つの道の駅全部、そして、観光施設には八幡町、あるいは大和に観光施設4カ所、そして、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア、これが3カ所とも全部、そういった設備が、Wi-Fi、されておまして、現時点で、観光分野でいいますと、15カ所が整備済みですと。

これは、いわゆる公共施設等ということでございますけれども、あと、民間のほうでありますと、NTT及びドコモの調査によりますと、市内には民間施設で、自社のサービスとして45件のフリースポットが設置をされていると、そういう状況でございます。

そして、普及の取り組みですけれども、郡上市観光連盟のほうで、助成制度を持っておりまして、観光協会のWi-Fi施設導入に対して、3万円を上限にして、2分の1以内で助成を行っているということで、昨年、平成27年度には3件の活用があったということでございました。

このように、一定程度できておりますものの、まだまだ不十分と思っておりますので、これからも鋭意Wi-Fiの整備に努めてまいると、そういう計画でございます。

以上です。

（6番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 後段に関しましては、官民連携の上で、計画的に整備計画をやっていただければありがたいなというふうに思いました。

前段につきましては、公助・共助・自助というお話が出ましたけども、無線LANを設置するのは明らかに公助ですので、優先順位もあるというお話ですけども、いろいろ被災地の現状とか、被災地での避難所の状況とか、もう一回調べていただきまして、無線LANの有効性についてまた検証いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、スポーツ合宿村構想の今後の展望について御質問をいたします。

スポーツ合宿地としての本市のポテンシャルは、極めて高いものがあると思います。さらなる交流人口の拡大も見込まれるわけでありまして、午前中も質問ございました宿泊者の増加についても、非常につながってく分野だというふうに思います。

2019年には、御案内のとおりラグビーの世界カップが、2020年には東京オリンピックもあり、そのキャンプ地としても郡上市というのは、非常に可能性がある地域だなというふうに考えております。

本市の今後の合宿村構想の展望と来年度予算について、どのように反映させていくか、お話を御質問しますので、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、スポーツ合宿村構想でございますが、一部商工観光、それから教育委員会のスポーツ部門にわたる部門といったようなところございますが、教育のほうで代表して答えさせていただきたいと思います。

スポーツ合宿村構想の今後についてであります。日本まん真ん中広場の芝生化整備などのいわゆる施設整備、それから、ことし9月の補正予算でお認めをいただきました2020スポーツツーリズム推進のための専門員、これは、嘱託員でございますが、これの雇用といったような、いわゆる態勢整備というほうをあわせて進めているところでございます。

当面は、具体的には2020スポーツツーリズム推進事業といたしまして、2018、これは、年度では平成29年度になりますが、韓国のピョンチャンの冬季オリンピック、あるいはPSAアジアチャンピオンシップ郡上OPENでございましたり、あるいは2020、これ、平成32年度になりますが、東京オリンピック・パラリンピック、それから、今、議員の御質問中に出ました2019、平成31年度になりますが、ラグビーワールドカップというところでございますが、この選手との交流によります教育効果、それから郡上市のPR、合宿誘致ということで図りたいと思っておりますが、特に2019ラグビーワールドカップにおきましては、平成28年8月に、日本代表キャンプ地の視察、これは、宮崎県でございます。それから、10月には東京での説明会及び2015ワールドカップの現地視察、これはイングランドでございました。

それから、ことしになりまして、平成28年5月24日には、公認チームキャンプ地候補の選定プロ

セスというのが発表されました。7月には、候補地の申請を要望する自治体を対象にしました具体的な説明会が東京で開催され、これらの視察及び説明会には、毎回、スポーツ振興課の職員が出向いております。

これらの視察、説明会を通じまして、当初、必須と思われておりました、例えば、宿泊施設はバス・トイレつき洋式で、クラスは四つ星以上というような、非常に厳しい要件が、これが、厳格でなくてもよいということ。あるいは、トレーニングジムですとか、そういった設備はレンタルという方法でもよいといったようなこと。それから、プール、体育館と申しますのは、多少の距離であれば、必ずしも宿泊施設、あるいは練習地のところになくてもよいといったような可能性が出てまいりまして、郡上市での公認キャンプ地の誘致の可能性というのがだんだん見えてまいりました。

最後の課題でございました練習グラウンドに併設された更衣室やシャワー室、あるいはミーティングルームなどのクラブハウスでございますが、これらにつきましても、レンタルの対応でもよいといったようなことでございますが、レンタルの対応をいたしました場合には、約1億1,400万円ほど、これは、撤去費用も含まれます。

これを整備をいたしますと、逆に1億円弱で整備ができると。しかも、この整備につきましても、現在、吠高原のスポーツ広場、トイレと倉庫しかない状態でございますが、これらがキャンプの終了後も活用が十分できるというようなめどが立っております。

それから、今の事業費につきましても、まだ未定でございますが、県のスポーツ関係の補助金を受けられるといったようなことで、それぞれの施設のまた関係者の協力、もちろん宿泊施設、市直営のものは持っておりませんので、施設の関係者の協力も得られるということが確認できましたことから、公認キャンプの候補の申請期限が、これ、新聞でも報道されておりましたが、ことしの12月の22日までということで、正式に申請をしていきたいというふうで思っております。

ただし、出場国20チームで、キャンプ地40カ所ほどの公認キャンプ地を予定しておるということでございますが、公認キャンプ地に選定をされましても、チームが必ず来てくれるということはございませんので、選定されたけども、キャンプ地とはならなかった、そうならないように十分努力はいたしたいと思っておりますが、そういう状況でございますので、よろしく願いいたします。

(6番議員挙手)

○議長(渡辺友三君) 6番 田中康久君。

○6番(田中康久君) 長期的な合宿村構想という展望に立って、その中で、ワールドカップやオリンピックがあると、そういった考え方を十分持たれてると思いますが、そういった機会を活用しながら、この郡上市がまさに合宿地として、関西というか、西日本一番の合宿地となるように、十分に御努力をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

3つ目といたしまして、教育について教育長に御質問をいたします。

先日、ある中学校で行われました戦争体験者の方が講師を務められた授業に、私自身も参加をさせていただきました。

体験者の方が、本当に真剣な語り口で、何としてでも伝えたいという思いが伝わってくるすばらしい授業でありました。

また、子どもたちも、講師の方に感想文というものをプレゼントされまして、私自身もそれを、講師の方に貸していただきまして、読ませていただきました。

子どもたちにとって、非常に有益な機会であるというふうに感じました。

戦後70年以上が経過をいたしまして、戦争体験者が、一方では減少をしております。貴重な語り部のこういった授業やお話を録画してアーカイブ化し、活用していくことが、今後ますます、今こそ必要なんじゃないかというふうに思っております。

県内でも、市内全小中学校でこれを行う取り組みを始めたところもあるというふうに聞いております。

郡上市も、こういった取り組みを行う考えがあるのか、教育長にお伺いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

教育長 石田誠君。

○教育長（石田 誠君） 大変お忙しい中、授業を見ていただいたことに感謝申し上げます。

郡上市においても、小中学校の総合的な学習の時間、教科の授業等において、学校に地域の皆様を招いて、戦争体験や地域の歴史について語っていただける機会を設けております。

直接戦争体験の方から、当時の御苦労の話を聞いていただくことは、平和のとうとさを学ぶ大変貴重な機会であると捉えております。

しかし、御指摘のとおり、戦争体験者の高齢化に伴い、直接お話を聞く機会が少なくなっていることから、校長会において、このような機会にはビデオカメラで録画し、保管するよう指示したところでございます。

また、記録された映像は、次世代へ伝える貴重な資料となることから、現在整備をしております（仮称）郡上市歴史資料・文化財収蔵施設において、各学校から寄せられた映像を保存するとともに、学校や市民が活用しやすいように編集する等を行っていきたいと考えております。

今後も、戦争体験、それから満州開拓に関する歴史資料や写真を収集する際には、聞き取りを行い、映像記録をするとともに、市の近現代史の資料としていきたいと考えておりますし、現在、高鷲開拓記念館においては、戦争体験、満州開拓などについて語る映像があるため、これらを子どもたちの教育に活用して、指導していきたいと考えております。

以上でございます。

（6 番議員挙手）

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 郡上市議会も、意見書として、戦争、近現代史の、高等学校における近現代史、日本史を中心とした近現代史の教育を充実させてほしいという意見書を出しまして、また、国のほうでも、世界史、日本史を統一した近現代史というものが、新たな子どもたちの高等学校の教育の科目にできるということで、非常に重要であるというふうに思っておりますので、ぜひ、しっかり取り組んでいただきまして、活用していただければなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

これで全ての質問を終わりましたので、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） 以上で、田中康久君の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり御苦労さまでございました。

（午後 2時55分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 三 島 一 貴

郡上市議会議員 森 藤 文 男